

平成20年第4回那須塩原市議会定例会

議事日程（第3号）

平成20年9月9日（火曜日）午前10時開議

日程第1 市政一般質問

18番 君島一郎議員

1. 次期市長選挙について
2. 日本航空の福島空港撤退について
3. 板室地区観光施設整備事業計画について
4. 指定避難所について

3番 眞壁俊郎議員

1. 通学区審議会の状況と今後の対応について
2. 原油・食料など物価高騰の対応について
3. 大型商業施設開店後の状況について

7番 磯飛 清議員

1. 少子化対策について
2. 子育て支援について
3. 児童クラブの民営化について
4. 公民館の管理運営について

17番 中村芳隆議員

1. 国県の行財政改革への対応について
2. 開湯1200年事業「湯っ歩の里」について
3. 稲村公民館の改築について

21番 山本はるひ議員

1. 行政連絡員による行政情報の周知について
2. 新型インフルエンザへの対応策について
3. 児童扶養手当について
4. 収納率を向上させるための新たな納付方法について
5. 各種団体等への補助金のあり方について

出席議員（31名）

1番	岡本真芳君	2番	岡部瑞穂君
3番	眞壁俊郎君	5番	高久好一君
6番	鈴木紀君	7番	磯飛清君
8番	東泉富士夫君	9番	高久武男君
10番	平山啓子君	11番	木下幸英君
12番	早乙女順子君	13番	渡邊穰君
14番	玉野宏君	15番	石川英男君
16番	吉成伸一君	17番	中村芳隆君
18番	君島一郎君	19番	関谷暢之君
20番	水戸滋君	21番	山本はるひ君
22番	相馬司君	23番	若松東征君
24番	植木弘行君	25番	相馬義一君
26番	菊地弘明君	27番	平山英君
28番	人見菊一君	29番	齋藤寿一君
30番	金子哲也君	31番	松原勇君
32番	室井俊吾君		

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	副市長	折井正幸君
副市長	君島寛君	教育長	井上敏和君
企画部長	高藤昭夫君	企画情報課長	増田徹君
総務部長	千本木武則君	総務課長	金丸俊彦君
生活環境部長	松下昇君	環境管理課長	鈴木健司君
保健福祉部長	平山照夫君	福祉事務所長	三森忠一君
社会福祉課長	成瀬充君	産業観光部長	二ノ宮栄治君
農務畜産課長	臼井郁男君	建設部長	向井明君
都市計画課長	柳田篤君	上下水道部長	江連彰君
水道管理課長	菊地一男君	教育部長	君島富夫君
教育総務課長	折井章君	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局長	田代哲夫君

農業委員会 枝 幸 夫 君 塩原支所長 印 南 叶 君
事務局長

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 織 田 哲 徳 議事課長 深 堀 博
議事調査係長 斎 藤 兼 次 議事調査係 福 田 博 昭
議事調査係 高 塩 浩 幸 議事調査係 佐 藤 吉 将

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（植木弘行君） おはようございます。
散会前に引き続き本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は31名であります。



◎議事日程の報告

- 議長（植木弘行君） 本日の議事日程はお手元に
配付のとおりであります。



◎答弁の追加

- 議長（植木弘行君） ここで、保健福祉部長から
発言があります。

保健福祉部長。

- 保健福祉部長（平山照夫君） おはようございま
す。

昨日の早乙女議員からの一般会計決算認定の関
係で質疑がございまして、答弁のほうを保留させ
ていただいております。件につきまして、お手元
のほうに資料をお配りさせていただいております。

まず、生活保護の種類別、被保護世帯数がどう
なっているかということでございますので、これ
は年間を通じた延べの世帯数になっております。
人員につきましても同じでございます。

それから、生活保護の開始・廃止の状況、縦横
になっておりましてちょっと見づらくて申しわけ
ございません。18年度、19年度の開始と廃止、申
請件数等の資料でございます。

それから、60歳の単身世帯の場合の扶助の基準
額はどうかという話がございましたので、家賃を

除いておりますが60歳の単身世帯、それから夫婦、
子ども1人世帯の扶助の基準額ということでござ
います。これは基準額でございますから、そのう
ちの収入等がありましたら、全額ではございませ
んがそこから差し引くということになります。

次に、18年度と19年度の保護の開始と廃止の状
況ということでご質疑がございましたので、それ
につきましての資料が、18年度、19年度にわたり
まして2枚行っているかと思っております。

それからもう1点が、生活保護の年齢構成別の
被保護世帯人員はどのようになっているかとい
うご質疑だったものですから、18年度、19年度別
に20歳代、30歳代ということで年齢別に人数を分
けた資料でございます。資料のほうをごらんにな
っていただきたいと思っております。

それからもう1点、自立支援法の移行に伴いま
す市の負担額がどのように推移しているかとい
うご質疑がございました。平成17年度から19年度
までの3カ年の市の負担額の経緯でございますが、
昨日も申し上げましたように、県の負担額の方が
ふえた分、市の負担額がその分減っているとい
うような状況になっております。

それからもう1点、認定第3号のほうの老人保
健特別会計の決算認定の中でのご質疑で、国民健
康保険加入者が78.2%いると。もともとの国保加
入者はどれくらいかというご質疑がございました。
もともとといいますのは、多分現役で働いていた
ときの方が国保にどれくらい入っているかとい
う話だと思っておりますので、これは口頭で申し
上げますが、ゼロ歳から59歳までの国保の加入
率は約30%でございます。60歳から74歳にな
りますと約74%、75歳以上が78.2%というこ
とでございますから、働いているときはそれぞれ
健保組合等社会保険のほうに入っていて、退職
されてから国保のほうに加入しているという状
況かと思っております。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 次に、上下水道部長から発言があります。

上下水道部長。

○上下水道部長（江連 彰君） おはようございます。

昨日、下水道事業特別会計補正予算の質疑におきまして早乙女議員よりご質問がありました地下水等の使用に伴います量水器メーターの市内の設置数につきまして、答弁を保留しておりました件についてお答えを申し上げます。

既設につきましては73戸設置をしております。今回の補正で3戸要求しておりますので、合計いたしますと76戸の設置ということになります。内訳につきましては、黒磯地区が今回のを含めまして29、西那須野が36、塩原が11戸ということでございます。

以上でございます。

—————◇—————

◎市政一般質問

○議長（植木弘行君） 日程第1、市政一般質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

—————◇—————

◇ 君 島 一 郎 君

○議長（植木弘行君） 18番、君島一郎君。

○18番（君島一郎君） おはようございます。

今回は、4点について一般質問を行います。

本日一般質問をする議員は5人もおりますので、1回の質問で済むよう明快で期待どおりのご答弁をお願い申し上げます。

最初に、次期市長選挙についてお伺いをいたします。

栗川市長は、3市町が合併後初代市長として市民の目線に立ち、地域格差が生じないよう公正・公平な行政執行をしております。市民の一体感を早く醸成させようと、市長は合併前に首長が出席していた行事等について、都合のつく限りすべてみずからが出席しております。行事の中には同じ内容のものが3回あるというものもありますので、市長に副市長や部長を代理に出席させてはと申し上げたところ、市長は、自分が出席することで合併の弊害も薄れるし、また代理でよいのかの判断もできるとおっしゃり、出席を続けております。確かに市民からは、市長がみずから出席し、我々の話に耳を傾けてくれるという声は多く聞かれます。

市政においても、合併前からの継続事業は滞ることなく着実に進め、また、環境・福祉・教育・産業・建設等新規事業についても公正・公平を旨に市民の目線に立ち実施し、その成果を上げております。市民は、安心・安全で元気な暮らしと、将来に夢と希望が持てる那須塩原市が築かれることを望んでおります。それらの思いを、市長は第一次総合計画に盛り込み策定したものと思っております。ぜひリーダーシップをとり、「人と自然がふれあう やすらぎのまち那須塩原」という将来像に向かって基礎づくりをしていただきたいと願っているところであります。

平成20年第2回定例会において平山英議員の会派代表質問で同様の質問があり、市長は、残り8カ月は全力で尽くす、その後については後援者の理解を得た上でマニフェスト等を示していければとのご答弁でした。

次期市長選の日程も平成21年2月1日告示、同8日投票と決まりましたので、那須塩原市並びに

11万6,000人余の市民に対する思いと今後のお考えについてお伺いをいたします。

なお、本日は大安吉日でありますから、よいご答弁を期待し、最初の質問といたします。

○議長（植木弘行君） 18番、君島一郎君の質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（栗川 仁君） それでは、1番の次期市長選についてということでご質問がございました。

きょうは大安吉日だというのは私も全然認識がありませんでした。そんな中で答弁させていただきます。

私は、那須塩原市長就任以来、この間、常に市民の目線に立って公平・公正を旨として市政の運営に当たってまいりました。特に、合併より状況が大きく変化する中で市民の一体感の醸成、新市の基礎づくりは急務であり、職員ともどもこの行政課題に全力を挙げて取り組んできたところでございます。おかげさまで、旧地域間の交流も日々深まっており、また新市の羅針盤となる第一次那須塩原市総合計画の策定や、新たな都市としての拠点整備も予定どおり事業が進み、私が掲げた公約もおおむね達成できるものと思っておるところでございます。

しかしながら、少子高齢化を迎えた中で子どもたちやお年寄りの安全・安心の確保、産業廃棄物問題を含めた環境対策や景観の保全など、今後さらに取り組みを強化していく必要があり、また、活力ある那須塩原市の未来を切り開いていくためには、この先、本市のブランドづくりや、さらなる魅力づくりといった課題にも取り組んでいかなければなりません。

こうした状況の中で、幸い健康面での不安も解消しました。また、市政に対する思いもまだ十分熱いものを持っております。市民の皆様方のご支

持が得られるならば再度市政を担当させていただき、だれもが安心して暮らせる那須塩原市づくり、そして夢が広がる那須塩原市づくりに精いっぱい努めてまいりたいと考えておりますので、皆様方のご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（植木弘行君） 18番、君島一郎君。

○18番（君島一郎君） ただいま市長のほうから期待をしていたとおりの答弁をいただきました。

市長より、那須塩原市並びに11万6,000人余の市民に対する熱い思いと次期市長選に対し強い意思のご答弁をいただきました。ぜひ、那須塩原市発展と市民福祉向上のためにご尽力をいただきたいと思っております。

以上で1項目めの質問を終わりにしたいと思います。

次に、日本航空の福島空港撤退についてをお伺いいたします。

日本航空は、燃料価格が想定以上に高騰しているため不採算路線からの撤退を進める中、現在福島空港から離発着している関西国際空港、大阪国際空港、那覇空港の3路線すべてを平成21年1月末をもって撤退となる廃止届が8月7日に提出され、それに伴い、空港内の事務所や福島支店も閉鎖されます。福島県は路線存続を申し入れておりますが、日本航空が受け入れるかどうかは不透明な状況です。また、全日本航空に対しては増便を要請しておりますが、これも不透明な状況です。

福島空港は、塩原温泉等が期間限定でありますガリムジンバスを運行するなど、本市への経済や市民生活に大きく寄与しておりますので、路線存続に対し、本市も福島県に協力していくべきと思いますが、市のお考えをお伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） それでは、2番の日本航空の福島空港撤退についてご答弁申し上げたいと思います。

日本航空大阪路線、関西国際空港便と大阪国際空港便を含みますが、これと沖縄路線、これの廃止についてのご質問であります。先般提出されました路線廃止に関する届け出の対応につきましては、栃木県や関係市町、観光関連団体など19の機関・団体で組織いたします福島空港利用促進栃木県連絡会、これを窓口、福島県との連携を図っております。

去る8月29日には福島空港利用促進栃木県連絡会といたしまして、大阪、沖縄両路線の運航の継続を求める要望書を日本航空に提出したところであります。今後も福島県や関係機関、団体との連携を図りながら、路線の存続に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 18番、君島一郎君。

○18番（君島一郎君） ただいまご答弁いただいた中で、福島空港利用促進栃木県連絡会、これを窓口、日本航空にも要望書の提出を行っており、また福島県等とも連絡を図りながら存続に向けて取り組みを進めていきたいというような趣旨のご答弁をいただきましたので、この項につきましては、そういう形で市のほうの対応としては進めていただきたいと、このように思っております。

この項につきまして終わりにさせていただきます。次に、板室地区観光施設整備事業計画についてお伺いをいたします。

黒磯観光協会や地元関係者及び市により検討した結果、木の俣遊歩道周辺の整備と園地の整備、板室ダム周辺の遊歩道の整備、那珂川沿いを利用した散策ルートの整備、沼ッ原関係を観光地とするために季節ごとの売り物が必要であるとなりま

した。

平成19年度に板室地区整備事業基本計画委員会を設立し、平成18年度までに検討された内容を掘り下げて検討し、どの事業に持っていくか検討するというので、平成19年度に7回ほど会議を開催し、平成20年3月25日に最後の会議が終わり、意見の集約をして板室地区観光施設整備事業計画書（案）が作成されております。最後の会議では4月の庁議にかけ、最終の事業計画なので製本をすることになっております。平成20年度も半分が過ぎようとしておりますが、いまだ予算化等の動きがありません。その理由は何なのでしょう。また、委員会の意見をどのように受けとめているのかをお伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） 板室地区観光施設整備事業計画についてお答えいたします。

この計画につきましては、庁内関係課の土地利用等の計画や関係法令等との調整及び関係機関との協議を行っており、市として実施するための手続を進めているところです。その後、庁議等の決定を経て、市の計画として実施していくことになります。

次に、委員会の意見をどのように受けとめているかにつきましては、委員会の意見を集約した計画書（案）を基本として現在調整しているところです。

以上です。

○議長（植木弘行君） 18番、君島一郎君。

○18番（君島一郎君） 現在手続を進め、庁議等の決定の上、実施をしていくということでございますが、計画書では平成20年度から着工するような形で載っておりますが、予算化がされていないという理由につきましては、庁議等でまだ決定が

されていないというようなことでの理解でよろしいのでしょうか。

それともう1点お伺いしたいのは、委員会の意見をどのように受けとめているかということでお聞きをしたわけですが、私のほうの言い方が悪かったのかもしれませんが、私のほうでお聞きしたかったのは、委員会の意見を取りまとめまして計画書（案）をつくっておりますが、予算化がされていないということは、先ほど申し上げましたとおり4月の庁議でという形で計画書のほうには記載されておりますけれども、それがいまだにされていないということは、委員会そのものを軽易なものといいますか、簡単な組織の意見だというふうな形の認識のために、なかなか中身が予算化もされず、内容が進展していかないというような状況にあるのかということ、その委員会の意見の重みをどの程度に考えているかという部分をお聞きしたかった部分なんです、この2点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） 庁議等につきましては議員今ご指摘のとおり、庁議に諮ることに向けて現在調整中ということで、実施をするということで、地元から出されました計画については真摯に受けとめまして、産業観光部としてはこのとおり実施したいと考えておりますが、いざ実施するに当たって、例えば河川区域である土木事務所の場合は、その位置に橋をかけていいのかどうか、それから、例えば森林を伐採する場合に規制はないのか。そういうものすべてある程度の見通しをつけた上で庁議にかけた上で今後実施していきたいということで、非常に皆さんのほうから出された計画書については重要なものにとらえまして、これを基本として実施していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 18番、君島一郎君。

○18番（君島一郎君） ただいま、ある程度見通しをつけて、庁議で決定して実施をしていきたいということでご答弁をいただきましたが、板室地区観光施設整備事業計画書（案）が市のほうの産業観光部商工観光課のほうでつくられているものの中からはいきますと、第4章「整備計画の展望」という形が載っております。ここには、「平成20年度から基本設計に基づき23年度をめどに」という形で中身がうたわれておりますが、これに対して全く予算化がされていないということは、20年度には事業実施あるいは何らかの形での着手等というのは全然ないというふうな受けとめ方でよろしいのでしょうか。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） 庁内の庁議等の決定が得られれば、本年度補正予算等にも要望していきたい、このように考えております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 18番、君島一郎君。

○18番（君島一郎君） ただいま、庁議等の決定を受ければ補正予算で対応していきたいということは、臨時議会等がなければ、補正で専決という部分があるかもしれませんが、通常でいけば、12月議会の定例会においては補正予算が計上される、あるいは産業観光部のほうとしては予算計上がしたいと。当然、3月では予算計上しても事業実施は間に合わないと思いますので、そういうふうな受けとめ方をしてもよろしいのでしょうか。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） はい、庁議等の決定が得られれば、そのような形で産業観光部としては今後要望していきたい、このように考えております。

○議長（植木弘行君） 18番、君島一郎君。

○18番（君島一郎君） それでは、12月定例議会に補正予算で、7款商工観光費のほうで上がってくるんだと思いますが、上がってくることをご期待申し上げまして、この項につきましては終わりにしたいと思います。

最後に、指定避難所についてお伺いいたします。

8月29日の大雨により、愛知県では岡崎市を初め県全体で50万世帯に避難勧告が出されました。本市においても、10年前の那須水害時のように、いつ避難勧告や命令が出されるかわかりません。出された場合、まず避難先になるのが指定避難所になると思います。市地域防災計画では指定避難所は65カ所あります。これらの大部分は市の施設であります。学校関係の耐震については調査も済み、今後計画的に改善されるものと思いますが、学校関係以外の施設について調査や改善計画はどのようになっているのでしょうか。

また、土砂災害警戒区域——これは特別警戒区域も含みます——や急傾斜地崩壊危険箇所等に指定された区域にある施設、指定を受けていないが鉄砲水が出たり川沿いにある施設に対し、どのような対策が講じられているのか。市民を安全なところに避難させることが市の役目であり、指定避難所は安全であることを指定すべきであるので、お伺いをいたします。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（千本木武則君） 指定避難所につきまして答弁をいたします。

本市の指定避難場所は、小中学校のほか公民館や公園など65カ所を指定しています。学校関係の建物は耐震診断を実施し、改善計画を策定するというところまで来ております。そのほかの建物につきましては、現在のところ耐震診断は実施して

おりません。

また、特別警戒区域を含む土砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険箇所に指定されている区域内にある指定避難所は、黒磯地区で2カ所（鍋掛公民館、田舎ランド）、塩原地区で4カ所（塩原の小中学校、文化会館、B & G）の合わせて6カ所となります。このうち、塩原地区では安全な指定避難所を確保する目的で国立塩原視力障害センターや簡保の宿塩原と、災害時の協力に関する協定を締結し、避難場所の確保に努めています。

このほか、土砂災害警戒区域等の指定は受けていませんが、鉄砲水が出たり河川沿いにある施設の災害対策につきましては、例えば金沢小学校につきましては鉄砲水のおそれのある台沢について、県の火山砂防事業により順次改修する予定であります。また、東那須野地区の指定避難所である大原間小学校に近接する熊川は、平成10年の那須水害時はらんがありましたので、県におきましては今年度に河川測量を行い、順次改修をする予定と聞いております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 18番、君島一郎君。

○18番（君島一郎君） ただいまご答弁をいただきまして、河川沿いの金沢小学校や大原間小学校については台沢の火山砂防事業、あるいは熊川の河川改修事業が計画されているということですが、危険箇所、これらに指定されております鍋掛公民館、それから田舎ランド鴨内、それから塩原小学校、塩原中学校、塩原文化会館、B & G塩原海洋センターの安全確保はどのようになっているのでしょうか。

それから、安全な避難所を確保するために国立視力障害センター、それから簡保の宿塩原と協定を締結しているということですが、各家庭に配布されております防災マップにつきましては、これ

らの箇所については記載されておりません。もし方が一の場合ですけれども、避難勧告や命令が出た場合に、どういう形でそちらの視力センターや簡保の宿のほうに住民を避難させるといいますか、お考えなのか、お伺いをしたいと思います。

以上2点についてちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） まず、直接的な建物に対する対策という部分が一つでございますけれども、今出ました塩原の4カ所のうち、例えば、B&G海洋センターについては耐震診断の不必要な昭和56年以降に建てたしっかりした建物ということになっています。塩原小学校、塩原中学校についてその危険があるわけです。こちらの部分につきましては、建物それ自体に対する対応につきましては教育委員会の計画を待つほかないわけですが、という形であります。

それから、具体的にそういうふうなところへ避難する態勢、そのあり方についてどうするんだということになりますが、第一義的には塩原小学校や塩原中学校に避難する形がとられますけれども、しかしながら、例えば地震であるとかそういうふうな形で、もう既に塩原小学校が使えないというふうな形がわかる場合、あるいはそういうおそれがある場合には、最初から、あるいは避難所から視力障害センターのほうに避難場所を移動していくというふうな対応を連絡網あるいは市、あるいは消防署の通報装置、あるいは直接車で知らせる、そういった方法で市民の方を誘導するというふうな対応になるものと考えております。

○議長（植木弘行君） 18番、君島一郎君。

○18番（君島一郎君） 周知につきましては、最初にわかる場合は確かにそういう方法がとれると思うんですが、私が心配をしているのは、通常命

令なり勧告が出た場合に指定された避難所へ逃げていった後、避難をした後にそういう危険箇所に指定されている場所ですと、その避難所が災害を受けかねない場所にあるわけですから、そういうところを指定しておきながら何らかの対策を講じないでいては、市民の生命というのはどうやって守るのかという部分をお聞きしたいわけです。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） 建物の強度については先ほど答弁したとおりであります。最近は大雨水害警報とともに土砂災害警戒情報といった情報も発令されるシステムになっています。この夏については、土砂災害警報というものは出ておりませんが、その警報を一つの目安として事前に避難態勢がとれるように、情報の収集に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（植木弘行君） 18番、君島一郎君。

○18番（君島一郎君） 情報の収集はそういう形でもいいかもしれませんが、私、市民の立場に立ったときに、そういう土砂関係の警報が出たりとなった場合に、市あるいは県なりから避難勧告あるいは避難命令等が出されたとき、そうすると当然市民の方が避難するのは避難所というのが大前提になってくるのではないかと考えております。その避難所が、先ほど部長のほうからもご答弁いただきましたとおり、黒磯地区2カ所、塩原地区4カ所については危険箇所に指定されている場所に設置されているというところに避難をして、その後、その避難所が災害を受けるようなことはないのかということをお伺いをしたいわけです。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） その6カ所が被害を受ける可能性があるかないかと言われれば、これはもうそういうところに建っているわけですから、

あると考えざるを得ません。しかしながら、現実の問題として、例えば地震の場合にその避難所が使えるかどうかというところから判断してまいりますし、大雨洪水、土砂災害の場合に、今お話しのような動きを警戒しなければならないわけですが、近くに避難所がないという実情から考えれば、やむを得ず第一番目にはそういった指定避難所に集まっていただくというふうな対応をとらざるを得ないというふうに考えております。

もちろん、これも大雨洪水警報と土砂災害警報が同時に出ればそんなことはせず、別な方法で別なところに集まっていただく、ちょっと遠くても別な場所に集まっていただく段取りを考えざるを得ないと思っております。

幸い、塩原地区にはそういった情報を的確にかつ迅速に伝える同報系の通知システムというものが整備されておりますので、電気が使えるというふうな状態のうちであれば、そういった通報システムが有効に働くかというふうに考えております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 18番、君島一郎君。

○18番（君島一郎君） 塩原地区に集中してしまったんですけれども、塩原地区におきましては6カ所の避難所があるかと思いますが、その6カ所のうち4カ所が危険箇所建っているという状況でございます。そういう状況でございますので、市のほうで何らかの防災対策が講じられないのであれば、避難所の指定を変えるというようなお考えはないのでしょうか。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） 当然、そういうことは考えていくべきだというふうに考えております。市の施設がなければ、簡保の宿とか視力障害センターを頼りにするというふうな発想が既にあるわけですので、そういったものも一つの大きな対策

の手だてとしてあるわけですから、そういうものを十分勘案していきたいというふうに思っております。

○議長（植木弘行君） 18番、君島一郎君。

○18番（君島一郎君） 万が一災害があったとき、今は雨もゲリラ大雨とかなんとかいうような表現をして局部的に降るといふようなのがかなり多いみたいですから、塩原地区なんかは特に警戒地域に建っている施設を避難所ではなく、何らかの形でもっと安全な場所を避難所に指定できるような形で早急に変更していただきまして、市民のほうに周知徹底を図っていただきたいと、このように思っておりますので、その辺をお願い申し上げます、私のほうの一般質問を終わらせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（植木弘行君） 以上で、18番、君島一郎君の市政一般質問は終了いたしました。

—————◇—————

◇ 眞壁俊郎君

○議長（植木弘行君） 次に、3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） どうも皆さん、おはようございます。

議席ナンバー3番、眞壁俊郎でございます。どうぞよろしくお願いたします。君島議員の質問がちょっと早く終わりました予想外であります。この次の磯飛議員から、お昼までもたせてくれと言われておりますが、私、ちょっと手持ちがありませんので、ぜひ詳しい回答をお願いしたいと思います。

まず早速、1番目の通学区審議会の現状と今後の対応についてお伺いいたします。

通学区審議会の中間答申が出され、その後、パ

ブリックコメントの意見や学校の存続を求める陳情書が出されるなど、適正規模、適正配置の具体的方策についての要望や意見が出されている。

①最終答申時期はいつごろになる予定か。

②教育委員会としては審議会の最終答申を最大限尊重するとのことであるが、これまでの意見・要望・陳情など最終答申にどのような影響があるか。

③最終答申後、具体的な実施時期や住民説明などどのような方針を考えているのか、質問いたします。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君の質問に対し答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 通学区審議会の状況につきまして3点ほどご質問ありましたので、順次お答えをしたいと思います。

まず、①についてでありますけれども、最終答申の時期につきましてはまだ決定しておりませんが、今年度中には最終答申が出される予定になってございます。

次に、これまでの意見・要望・陳情など最終答申にどのような影響があるかというご質問でありますけれども、4月に実施いたしましたパブリックコメント、あるいは先日教育委員会に提出されました陳情書等につきましては現在最終答申に向けて審議してございまして、本市の教育方針であります人づくり教育の実現に向けた最終答申をいただけるものと考えております。

最後に③ですが、最終答申後、具体的な実施時期や住民説明を考えているかのご質問であります。現段階での実施時期につきましてはまだ未定でございますが、住民説明会を含め、早い時期での実施を考えております。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） それでは、①の最終答申時期ということですが、まだ決定はしていないが今年度中に出したいというような、出すということでしょうかと思います。

最初に、この審議会を立ち上げまして、これは私の記憶なんですけど、ことしの10月ごろには出したいというような話だったのかなと思いますが、この辺、時期がおくれている理由について伺いたしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 確かに、当初ご説明申し上げたときにはそういう予定でいきたいということで考えてございました。ご案内のとおり、実は審議会の会長が現在県の教育長になりまして、ことしの2月辞任をされたわけでありまして、その後、会長の選任等々ありまして、そういう思わぬ事情がありまして、3月、4月が委員会を開けない時期があったということでございますので、そういう意味で若干おくらせてきたのかなというように考えております。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 内容はわかりましたが、会長の辞任等でちょっと時間がなくなったということだと思います。

今後のスケジュールなんですけど、もし詳細なことがわかればお聞きしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 現在まで審議会は15回ほど開いております。その間の専門委員会も7回開いてきております。

中間答申が出ておりますので、現在の状況といたしましては、その中間答申の内容について、もちろんパブリックコメント等の審議をしておりますので、中間答申のもっとわかりやすい説明も必

要だろうというふうな話が出ております。ですから、そういうところも含めて今後審議会の中で討議していくと思いますけれども、あと一つ、中間答申に載っておりますように学区の線引きといたしますか、各学校区の線引きがまだ検討されておられませんので、その辺を今後審議していくと、こういう話になっております。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 1点だけ、中間答申の内容について説明していくという形、これは審議会のほうの役員にということではよろしいですか。今中間答申の内容を説明するというお話があったんですが、これは審議会の委員に説明するということではよろしいですか。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 失礼しました。

要するに、中間答申を出して、市民の皆さんに発表したと、こういう形に今現在なっておるわけでございます。その説明の仕方、審議会の中間答申の説明の仕方がもう少し市民の皆さんにわかるように、具体的に申し上げれば、初めにということではいろいろ説明しておるんですけども、その辺から説明をもっと加えて、市民の皆さんの理解を得られるような説明をしていこうと、このような話になってございます。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） そうしますと、住民の人に説明していきたいというふうなお話ですね。これはいつごろから実施して、どんな説明をしていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 住民への説明という意味で申し上げたものではありませんで、いわゆる中間答申から最終答申に向かって今審議しているわ

けでございますので、最終答申を出すペーパーの中でできるだけ住民がわかりやすい説明を、要するに、これはこういうふうにしたときにはこういう事情でこういうふうになりましたというような説明をしたいと、このように考えているということでございます。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） わかりました。説明をするということじゃなくて、中間答申の内容をしっかりと網羅して、こうこう、何が何だということですね。わかりました。

それでは、2番目の教育委員会として、これは前から言われておりますが、審議会の最終答申を最大限尊重するというところであります。やはりこれはいろいろな意見、また要望、陳情も出ているというような中で、人づくり教育の推進に向けたところで、ぜひ審議会のほうをやっていきたいというようなお話だったかなと思っております。

中間答申の中で適正規模・適正配置の具体的な方策というのが出ているかと思えます。ちょっと読ませていただきます。

複式学級、小規模校の解消ということで、寺子小学校を鍋掛小学校に統合する、これが1つ。高林小学校、穴沢小学校、戸田小学校、青木小学校を一つに統合する、これが1つ。金沢小学校、大貫小学校を関谷小学校に統合する、これが1つ。横林小学校の北部は関谷小学校へ統合し、南部は三島小学校へ統合する。この4つが具体的に今提示されているわけだと思います。

この具体的な提示が、今後最終答申をこれから迎えるわけかと思えますが、その中でこの辺は変更になるのかどうか教えてください。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 審議の内容が変更になるかどうかは私もちょっとわかりませんけれども、

現在の審議の内容を聞いている中では、基本的にはやはり中間答申は我々が今まで審議したものであるので変えたくない、要するに変えられないというような声が出ております。

ただ、今後一番下の横林小の関係については、1つの学校を2つにというような話になっていきますので、その辺のところはどうなるかは私もわかりませんが、検討されるとするならばその辺かなというふうに考えております。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） わかりました。

基本的にはちょっと変えられないということで、最後の横林小学校はというお話が今ありましたので、横林小学校につきましては存続を求める陳情書が、市長、また議会のほうにも出されているところであります。

理由としましては、先ほどもありましたが、地域のコミュニティーの中心的存在、また、地域コミュニティー単位になってきた小学校を分割することは考えられない。もう1点が、児童数が現在増加している。3点目が、統合先の三島小学校の建物スペースに問題があるというような、こんなことで存続してくれというような陳情が出ているかと思っております。

これについてどのようにとらえているのか、お伺いします。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） ただいまの陳情書だと思いますけれども、当然教育委員会にも提出されております。教育委員会としては、いずれにしましても、先ほど申し上げたように最終答申を見て検討し、計画を立てるというスタンスでありますけれども、その陳情書あるいは要望書等々は審議会のほうにコピーをして写しとして、資料として提出していると、こういう状況ですので、今後の

審議の推移を見守っていきたいと思っております。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 議会としても今回陳情のほうをこれから審議するわけなんですけど、しっかり慎重に審議していきたいと、このように思っております。

ちょっと新聞の記事だったんですが、横林小を存続させる会の会長の話がありまして、小規模校のよい部分を残しつつ足りない部分を補うことでうまく存続の方向で進めてほしい、こういうお話を賜ったと思います。そこで、小規模校のよいところ、どんなところがいいのか、また、デメリットですね、どのようなところが悪いのか、教育委員会としての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 教育長。

○教育長（井上敏和君） ただいまの小規模校のメリット・デメリットにつきまして非常に難しい質問でございますが、教育委員会としましては、まずメリットのほうは学力、その他教育効果で、1教師に対する児童生徒数の比率が高くなるということから、きめ細かな指導ができるというふうなところを考えております。

デメリットのほうは、具体的に申しますと、人間関係、人づくり教育の中で大きな集団の中での競合、切磋琢磨というところにやや欠けるというところをとらえているところでございますが、ただいままとめた大きなところはそんなところでございます。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 今、メリットについては、子どもが少ないということできめ細やかな教育ができるということだと思います。

私も、高林小学校を見ていまして、本当に高林小学校の雰囲気というか、非常にすばらしい雰囲気を持っております。やはり、こういうところも

しっかり見ていただきたいと思っております。

デメリット的には、人間関係でちょっと弱くなってしまうんじゃないかというような話であります。もう一つ重要なものもあるかなと思うんですが、財政的なものはどうなのでしょう。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） もちろん、小規模校と大規模校——大規模と申しますか、複式学級と比べれば1校に対する1人対投資額といいますか、効率については差が当然出てくると、このように考えております。そういう意味も含めて、ただいま教育長から申し上げたような適正な配置も必要なのかなということで諮問をしたという経過もありますので、当然そういうことも考えていくというふうに思っております。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） わかりました。

私もちょっと考えている中で、やはり複式学級の解消というのは必要だと思っております。しかしながら、やはり地域によっては、これは中間答申で出ておるんですが、小学校の場合は2クラスを基本というような形だと思いますが、地域によってはやはり1クラスという態勢もあってもいいのかなと、これは私の考えであります。

その中で、中間答申の中なんです、合併される学校の人数をちょっと把握しておりますので、お話します。まず、寺子小学校が児童数が43名でクラスが4ということは、これは複式かなと思っております。あと高林小学校、人数が115でクラスが7、穴沢小学校が56でクラスが7、戸田小学校が49でクラスが4、これも複式かなと思っております。青木小学校が127で7クラス、金沢小学校が40で5クラス、大貫小学校が57で5クラス、横林小学校が62で6クラス、こういう形になっております。

今回、統合の計画に入っていない波立小学校が88で6クラスというような形になっておりますが、この波立小学校が今回統合の対象から外れているという理由が何かあればお聞きしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 当然、そういう話も審議会のほうで出ておりました。というのは、那須塩原駅前といいますか、市のいろいろな計画上からも、今後は中心的な地区になるであろうということから、大原間小学校と波立小学校、現在の学区がいいか悪いかは別にして、波立小も今後ふえるだろうと、そして大原間もふえるとすればその線引きといいますか、線引きを検討する必要があるだろうと、そういう話は出ておりました。

以上です。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 今、中心的になってくるといって、今回の線引きについては検討しているというようなお話かと思っておりますので、了解したいと思っております。

もう1点、私も高林なので、中間答申の中で、これもいろいろな要望があったかと思っております、高林・穴沢・戸田小学校の統合につきましては、ちょっと言いつぶりも少し陰湿であるかなと思いたんですが、統合場所がしっかり明記されていないということではありますが、これは最終答申に向けて統合場所とかも決まってくるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 確かに、高林地区についてはこの4つの小学校を1つに統合するというような中間答申が出ております。高林の場合には地域が広い部分もありますし、あと一つ、委員さんがどう考えているかわかりませんが、話の中でちらっと出たのは、高林小学校は平成15年

ですか、建てて新しい、あるいは青木小学校もそんなに古くない、新しい校舎だということでもありますので、高林の場合にはその校舎の利用についても検討する必要があるだろうというような話の中で、ここでどこどこにするという、あるいは新たに統合校をつくるのかというものもありますので、ここではいろいろな問題が複合されるので中間答申で入れていないというような気がしております。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 私は今、最終答申に向けてそういうのが出てくるのかなとお聞きしたんですけども、その辺はまだわからないということです。わかりました。

学校の統合につきましてはやはりいろいろ難しい問題がたくさん出てくるだろうと思っておりますので、ぜひとも地域とか保護者の理解、こういうものが一番必要になってくるだろうと、このように思っておりますので、ぜひ最終答申まで十分に審議をお願いしたいと思います。

3番目の答申後の具体的な実施時期、住民への説明などにつきましては、実施時期についてはやはりまだ未定だというようなお話でございました。最終答申を住民へ、先ほど早期に説明したいというようなお話でありましたが、広報の仕方とか最終答申に関しての住民、保護者の意見とか要望、この辺はそういうものをどのようにとらえていくのか、中間ではパブリックコメントという形で実施しておりますが、詳しいものがあればお聞きしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 手続を申し上げれば、最終答申が出た後、当然教育委員会あるいは市としての計画を立てなければならないというふうに思っております。ですから、その計画において当

然住民の方に説明をしなければならない、こういうふうに思っております。

その段階としては、やはり市の案ができた段階ではパブリックコメント等で意見を求めて、その後具体的な住民説明会等々開いていかなければならないのかなというふうに思っております。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） そういう丁寧な形をやっていただければ合意も得られるのかなと私も思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

もう一つは、きのう関谷議員のほうからもありましたが、やはり耐震化というところで、これは非常に人命にかかわってくる問題もあります。そういう中で、やはり今後この建てかえなり統合、新設いろいろありますが、この辺につきましてはプロジェクト的なもの、そういう体制をつくっていかないと、なかなか早急には対応できないのかなと思っておりますが、そういう体制をつくるかどうか、考えがあればお伺ひしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 耐震は、先日も申し上げましたとおり18、19で終わっておるという状況であります。ですから、耐震の補強開始及び改修工事については早急に手をつけたいというのが考え方であります。

ですから、現在考えておりますのは、最終答申を待って、すべての計画を立て住民説明云々、そしてやっていきますと、耐震のほうがどんどんおくれるという状況になりますので、耐震は中間答申に出しておりますものを参考にして、影響のないところから少しでも手をつけていきたいなどというふうに思っております。

○議長（植木弘行君） 一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時13分

○議長（植木弘行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 最後の締めのところでもめられまして締まらない話なんです、耐震化につきましては統合ではなくて、そういうことも考えながら耐震化についてはいろんなところで進めていくというお話でありますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

那須塩原市の目指す教育方針は人づくり教育でございます。教育の機会均等、均質化、質の向上、安全・安心の確保など、児童生徒にとって公平で公正な教育の現場を与えることは教育行政において一番重要なことです。少子化で学校の小規模化が進む中、全国でも統廃合の検討・実施がなされている状況であります。

しかしながら、実際に実施できたのは1割だそうでございます。実施ができない原因は、住民の合意の形成ができないということであるそうあります。最終答申の住民や保護者の合意形成や耐震化のための財源の確保など大変厳しい課題が出てくると思ひますが、耐震化は待ったなしの状況であります。人づくり教育推進のため早急な対応を図れるよう強く要望し、この項を終わりにしたいと思ひます。

2番の原油・食料などの物価高騰の対応につきましてお伺ひいたします。

原油や食料などが急激に高騰し、生活や産業に大きな打撃を与えている。日本の景気はさらに減速傾向にあり、緊急対策が求められている。

①原油や原材料などの高騰が市の財政にどのよ

うな影響を与えているか。

②市民への影響についてはどのように考えているか。

③石油などのエネルギーの消費抑制が必要と思うが、省エネ・省資源などの施策はどのように行っているか、お伺ひいたします。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（栗川 仁君） それでは、3番、眞壁俊郎議員の市政一般質問にお答えをいたします。

2の原油・食料など物価高騰の対応について、3点についてお答えをいたします。

まず①についてであります、平成20年度当初予算要求時に示した燃料価格から、8月時点では自動車燃料で約30%、灯油で50%程度高騰しており、電気料についても来年1月から値上げが予定されておるところであります。このため、8月4日付で物価上昇に伴う歳出経費の縮減対策を全庁的に通知したところであり、特に需用費等につきましては必要最小限の購入にとどめることと、工事請負費についても安易な設計変更は行わないことなどを指示いたしました。

また、原油高騰の影響が今年度予算にどの程度及ぼすか各施設等を調査したところ、燃料費等で7,000万円程度の不足が生じると推計しております。今後も、予定した事務事業が滞ることのないよう節約に努めますが、どうしても不足する部分については補正予算で対応せざるを得ないと考えております。

次に、②の市民への影響についてお答えをいたします。

世界的な原油の高騰や穀物価格の上昇などにより、連鎖的な食料品を初めとする生活必需品の値上がりについては憂慮するところあります。また、これらの要因によりさまざまな業種にも大な

り小なりの影響が出ており、苦しい状況を生み出しているものと認識をいたしております。さらに、産業分野ばかりでなく、市民生活においても節約や倹約をしている状況でもあります。これらの状況から、一日も早い原油価格の安定や諸物価の沈静化を強く望むところであります。

③の省エネ・省資源などの施策についてお答えをいたします。

市は、平成19年度からISO14001のノウハウを生かした「那須塩原市版環境マネジメントシステム」に基づき、市の施策において節電、節水、エコドライブ、廃棄物の減量化などの取り組みを行っております。これにより電気料、水道料、庁舎や公用車の燃料、用紙等の削減に努めるなど、省エネ・省資源を推進しております。

また、今後は市民、事業者及び行政が一体となって市内における温室効果ガスの排出抑制に係る施策を総合的かつ計画的に推進するために、地球温暖化対策地域推進計画を策定してまいりたいと考えております。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 市の財政にどのような影響というところでございますが、やはりかなり、8月で自動車で30%、灯油で50%、電気料は来年1月から値上げかなと思っております。

今、各施設の中で調査したところ、7,000万円ぐらいかかるんじゃないかということでございました。補正予算については、節約をして極力抑えてというようなお話かなと思っております。

しかしながら、やはり節約にもかなりの限界があるだろうと思っております。そういう状況から、やはり市の予算にかなりの影響が出てくるだろうと、このようなことを考えております。

新聞なんかでもいろいろ、先ほど7,000万円と

いうようなお話がありましたが、岩舟町では給食費を9月から値上げしたというようなお話もありますが、那須塩原市においてはこの辺はどのような状況なのかお伺いしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 給食費につきましても、現在野菜等々も含めて燃料も上がってきております。ただ、見通しとして、今年度中は給食費の値上げは工夫をして抑えていきたいというふうに思っております。来年については今後の見通し、いろいろな状況等を見て検討していきたいというふうに考えております。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 今年度中においては給食費については抑えていきたいというお話でありますので、ぜひそのような形でお願いしたいと思います。

地元の直売所とか農家、こういうところと契約して地元の野菜を使うという形は、やはりこれから非常に重要になってくると思いますので、ぜひそういうやりくりもお願いしたいと思います。

あともう一つは、緊急車とか消防車の燃料がかなり高くなって、いろんな弊害を出しているというお話を聞いておりますが、この辺につきましてはどのような考えを持っておられますか、お伺いたします。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） 現時点で具体的な相談事項にはまだなっておりませんが、先ほど市長が7,000万円ほど不足するのではないかという一般的な傾向の中で、やはり同様、工夫をしているものと思っております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 緊急車とか消防車につま

しては非常に緊急的なものでありますので、節約をして出られなかった、そういうことがないようにぜひお願いしたいと思います。

あともう1点が、福祉関係で有償の運送というような形の中で、日光市でしたか、7月にガソリン代を補助したというような新聞記事がありました。この辺、福祉に関係しているところでどのような状況があるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 日光市のほうで介護施設等も含めた福祉施設の車を利用した形するとき、そのときに1回当たり幾らというような助成をするというのがこの間新聞に載っておりましたが、これは福祉施設に限らず、どこでも燃料等が上がっておりますので、運送業そのもの全体に影響が出ていると思いますが、那須塩原市でそれに対する助成というのは、今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 今のところ考えていないこととありますが、日光市の健康福祉部長からお話がありました。地域の貴重な資源である福祉の基盤を守ることに一助にしたいということで、やはり福祉というところで非常に強い思いがあるなど私考えましたので、ぜひ弱いところに対応できるような、そういう施策も考えていただきたいと、このように思います。

続きまして、市民への影響の関係であります。やはり産業、そしてまた住民に対してはかなり影響が出ているのではないかというようなお話がありました。

そのような中で一番弱い立場の人間、生活保護の関係であります。この関係について、きのう早乙女議員の質問の中で、生活保護はどのくらい

の人数がというようなやつが、きょう手元に届いております。その中で若干質問したいのは、この市民への高騰というところで影響が出ておまして、生活保護の基準以下で生活している世帯があるのかと思っております。その方が生活保護の申請とか相談ということで、こういう状況は今どのようになっているのかお伺いしたいと思います。相談件数とか申請件数ですね、お願いします。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 原油あるいは食料費の値上げに基づいての生活保護の申請がふえているかということだと思いますが、今のところ那須塩原市におきまして、それでふえているという状況ではございません。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 相談件数とかはどうでしょうか。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 相談につきましても、ふえているという状況ではございません。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 生活保護の支給に関しましては、やはり暴力団による不正支給、こんな問題もありました。安易な申請を受け付けるわけにはいかないと思います。しかしながら、やはり生活基準以下で生活している、特にお年寄りの方がたくさんいるのが現状だと思っております。ぜひ、物価高騰のこういう緊急時期であります。まずは、今相談件数はふえていないこととありますが、相談や申請が来たときには丁寧な対応を要望したいと思います。

もう1点、福祉の関係であります。去年も灯油高騰ということで福祉灯油制度——というかどうかちょっとわかりませんが、そういう制度が

あったかと思いますが、この冬に向けてそういう制度を実施していくのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 昨年度、いわゆる低所得者の方々に福祉灯油券というものを実施したわけですが、現在、国のほうで原油高騰等に伴いますいろいろな対策を練っているところでございます。その中にもその辺のものが出てくるかと思えますし、あるいは、これはあくまでも今のところ国の問題ですが、臨時福祉給付基金と申しますか、臨時福祉給付金といったものも国の対策の中にも盛り込まれてくるような話もちょっと聞いておりますが、その辺を見きわめていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 那須塩原市は大変寒い場所でございますので、ぜひお年寄りが凍死なんかしないように考えていただきたいと、このように思います。

3番目の、石油などエネルギーの消費抑制の関係であります。

省エネ・省資源の施策についてはどのようになっているかということでありますが、平成19年度のISOの関係で那須塩原市は環境マネジメントシステムを実施していると、19年度からやっているということでもあります。これの成果についてお伺いしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下昇君） 成果のご質問でございますが、成果のお話をするには、ある程度比較して減っているとかふえているとかという話をしないと、なかなか評価をお話するのは難しい状況でございます。全庁に広げたのは19年度で

ございまして、前からの比較する相手がいないということで、なかなかお話ができないところでございます。総体は、今回初めて19年度でつかみましたので、これをベンチマークと申しますか、基準にして20年度、21年度と減らしていくというような努力をしていくということになろうと思えます。

なお、旧黒磯市がやっていたISOの関係も、組織機構の改編等で、これもなかなか比較が非常に難しいことでありまして、ここで数字上評価をお話するのは観念論的な話しかできなくなってしまいますので差し控えたいと思っておりますが、各施設におきまして、その必要性を十分に酌み取って努力をしていただいているというふうには思っております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 数字は出ていないということで非常に私は残念なんです。このマネジメントシステムの中でも、平成17年度と比べてというような結果となっているんですね。19年度は実際に出ているという形なので、私は当然数字は出ているものだと思っておりました。しかし、今聞きますと出てないということで、非常に私びっくりしたところであります。

やはり今地球温暖化とか大変世界的な問題になっております。こういうことも含めまして、しっかり目標を定めた数字がありますので、その数字に対して毎年実施して、しっかりフォローしていく、これが今の会社なんかでは1年1年しっかりできなかった場合に対して、また来年どのような施策をしていくか、こういうことをしっかりやっているのが現状であります。ぜひ那須塩原市としましてもこの辺のところは実際にしっかりやっていただきたい。これは要望したいと思います。

そのような中で少し聞いた中では、平成19年度少しふえているんじゃないかという話、これはちょっと私わからないですが、そんな話を聞いております。ちょっと提案的になりますが、省エネ診断、こういうものもありますので、ぜひそんなものを利用していただきたいと思います。

この省エネ診断というのは、エネルギーをより効率的に使用するため簡易なアドバイス、電球を取りかえろとか、そういうアドバイスから高率機器、ヒートポンプ機器とかそういうものに取りかえると経費が節電できるというようなシステムであります。この省エネ診断をやって、やはり簡易なところなんかも事例的にはかなりの経費の削減とか節電もできているというのが現状であります。当然、費用対効果というような形になるかと思いますが、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

もう1点が、先ほどもいろいろ市長のほうからあったんですが、那須塩原市として緊急的な対策は実施というか、市長のほうからは節電するような形で全庁に流したというようなお話がありましたが、もう少し詳しく教えていただきたいと思えます。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） 8月4日付で「物価上昇に伴う歳出経費の縮減対策について」という通知を発しております。一つは、需用費等ということで、消耗品や備品購入、あるいはすべての予算について予算上の計画よりも安価に所期の目的を達成されたときは、そのまま執行残額を内部留保してくださいということで、無駄遣い抑制令が一つであります。これは、先ほど7,000万円ぐらい足りなくなるのではないかというふうな予想も立っておりますので、そういうふうな対応になります。

それからもう一つは、工事請負費関係でも同様

に、先ほども申し上げましたけれども、設計変更は慎重にというふうな趣旨の通知をいたしました。設計変更について業者と約束する前にきちんと内部で情報交換し、責任者の了解を得て外に出していくようにというふうな指示であります。これは先ほどの燃料費等の高騰に耐えるためもありますし、きのう議論になった単品スライドにかかわる、発生してくるだろう場合に、工事請負費を留保していくというふうな対応の側面も持っております。このような通知を8月4日付で出しているということでもあります。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 経費がかさむということなので、ぜひ省エネ・省資源をお願いしたいと思います。

もう1点、先ほど市長のほうからありましたが、地球温暖化対策地域推進計画を策定するというようなお話でありましたが、いつごろ予定しているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） お答えをいたします。

本年度内部の準備をいたしまして、来年度に策定の実際の流れに乗って立ち上げていきたいと思えます。基本的には、基礎データの収集等がありますので、多分に2カ年度はかかってしまうだろうというふうな思っております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 確かに、この計画は非常に細かい計画になるかと思えますので、非常に難しい部分があると思えますので、ぜひ早急に庁内のほうで立ち上げていただいて、作成していただくと、これがやはり事業者や住民に対して市がはっきり言える、そういう結果になるかと思えます

ので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

原油や食料などの物価が高騰する中で緊急対策が求められております。特に、生活保護基準以下で生活する人に生活保護の申請の適切・親切な対応や、生活困窮者世帯に対して福祉という制度などの整備・対応、省エネ・省資源施策の確実な実施、食料自給率の向上のための地産地消のさらなる取り組みを要望し、この項は終わりにしたいと思ひます。

3番目の大型商業施設開店後の状況について。

那須ガーデンアウトレット、イオン那須塩原ショッピングセンター、スーパービバホーム那須塩原店がこの夏相次いで開店し、活性化が期待されている。また、その反面、渋滞問題や商店やスーパーなどにも影響が出ている。

①開店後間もない時期であるが、市街地商店街や周辺商店への影響についてどのようにとらえているか。

②お盆期間など那須塩原駅前を中心にかなりの渋滞が発生しているが、市民生活への影響についてはどのようにとらえているか。

③地元採用など雇用面で期待されたが、どのようにとらえているか。

以上、質問いたします。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） 初めに、①の大型店の開店による市街地商店街や周辺商店への影響についてのご質問にお答えします。

商工会議所に照会いたしましたところ、開店からまだ一、二カ月しか経過していないということもありまして、現時点では市内の商店会や周辺商店からは客足の減少が顕著であるというような話は出ておりません。また、交通渋滞による客数の減少についても具体的な話は聞いておりません。

一方で、那須ガーデンアウトレットを訪れたと思われる方が黒磯地区の飲食店を利用し、客がふえているとの情報もあります。

しかしながら、取り扱う商品が大型店と重複する商店やスーパーについては、少なからず影響を受けているものと思ひますので、今後どのような影響が出てくるのか、商工会等と緊密に連絡を取り合っていきたいと思ひております。

次に、②の渋滞による市民生活への影響についての質問にお答えいたします。

お盆期間中の那須塩原駅前を中心とした渋滞は、那須ガーデンアウトレットに向かう車両によるものと思ひますが、最も渋滞が見られたのが8月15日の午後1時ごろで、渋滞の長さは那須塩原駅方面に5km、高林方面へ約2kmでありました。市民生活への影響につきましては、県道大田原高林線が通常の通行ができなかったこと、そして、この渋滞により路線バスの運行にもおくれが生じたということをございます。今後は、関係機関と協議をし、渋滞の緩和に向けてさらに研究していきたいと思ひております。

次に、地元採用などの雇用面で期待されたが、どうとらえているかのご質問にお答えいたします。

3店舗が開店に際して雇用した従業員数は合わせて1,300人で、そのうち市内及び近隣地域からの雇用が8割から9割を占めております。また、黒磯地区の6月の有効求人倍率は1.4で、昨年度比0.2ポイントの増となっております。大型店の開店が求人倍率を押し上げる結果となり、地域雇用の促進が図られたものと思ひております。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 市街地の商店街とか周辺の商店につきましては、まだやはり期間が出ていて

把握していないという状況かと、私もそのように思っています。

しかしながら、やはりイオンの関係ではかなり影響が出ているのかなと私は思っております。その中を見ますと食料品、衣料品、ガソリンスタンドなんかもありまして、非常に開店時期は安い。私もつい何回か行ってしまいました。やはりそういう状況であります。当然、消費者には本当にプラスになっている、こういう状況であります。ぜひとも、商店会のほうもしっかり市と連携していただいてできる策を考えていただきたいと、このように思っております。

もう1点、アウトレットの中のロコマーケットというところ、地元の農産物をかなり出しているというお話を聞いているんですが、この辺をもし把握していればお願いしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） ロコマーケットに関しましては、その運営会社の方針というものを聞きまして、その運営会社の方針というものを聞きまして、特に農産物につきましては、極端なことを言いますと、もうけを度外視した上で、やはりお客さんに喜んでいただけるんだというようなコンセプトで運営しているんだということで、その中でも、那須地方というより、ロコマーケットに合った農産物を生産してくれる農家の方と契約してあそこに並べているんだというような話も聞いてございます。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） 本当に都会からたくさんの方が来ております。こういう農産物を那須のブランドというような形の中で進めていただきたいと思っておりますので、この辺は要望したいと思っております。

続いて、渋滞の関係であります。一番影響が出たのが8月15日1時ごろということで、駅方面

からアウトレットに向かって5km、高林方面に向かって2kmという形の中で、実際私も見ていたわけなんです。意外に私が思ったよりは渋滞は少なかったのかなというイメージは持っております。

ただ、しかしながら、やはり黒磯板室インターができないということで、那須方面、また西那須野塩原のインター方面からかなりの渋滞があったかなと見ておりますが、その辺、把握して何か対応があればお伺いしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） 特に、アウトレットの開店に伴う渋滞ということでございますが、特に観光産業からしますと、市外、県外からたくさんのお客さんが来ていただけるということはいわゆる限りということがございますが、それが市民に重大な影響を与えるということであれば、これは対策を講じなければならないということで、特に西那須野塩原インター関係につきましては渋滞を見きわめながら、一つは工業団地方面、いわゆる3・3・2方面に流す。また、県道矢板那須線、いわゆる横断道路側に流すということで、インターの出口において誘導を行った。

もう一つは、特に市民生活への影響ということを考えまして、旧高林街道は直接住民の方に影響が出ますので、そちらのほうには誘導しないようにということで、最低限の影響にとどめるような形で事業者といろいろ打ち合わせしながら対応してきたということでございます。

以上です。

○議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。

○3番（眞壁俊郎君） いろんな配慮をしてきてということで、やはり私が思った以上に渋滞がなかったんだと考えられます。非常によかった対応だと私は思っております。

1点だけ、交通事故とか緊急車両に影響があっ

たのかどうかだけ確認したいと思います。

- 議長（植木弘行君） 生活環境部長。
- 生活環境部長（松下 昇君） お答えいたします。
交通事故のほうにつきましては、特に報告等は受けておりません。
- 議長（植木弘行君） 3番、眞壁俊郎君。
- 3番（眞壁俊郎君） わかりました。安心しました。

最後の雇用の関係であります、やはり3店舗で1,300人。市内に近い方が8割から9割ということで、やはりたくさん雇用ができたということは非常にうれしいことだと思っております。やはり今、那須塩原市においては若者がなかなか就職できないという状況でありますので、ぜひ今後も、これからはやはり働きやすい、そういう環境を会社のほうと市のほうもしっかり連携をさせていただいてやっていただきたいと、このように思います。

先日、日経新聞に大型商業施設の出店後の状況を書いた記事がありました。大型店の状況の中でもアウトレットのひとり勝ちの様相だということでありました。なぜアウトレットが好評かということ、開放的なオープンモールであって、まちを歩くように買い物や飲食を楽しむスタイルであること。このことは、かつて中心市街地が果たしていた役割そのものだということでございます。私もやはりアウトレットを歩いてみて、全くそのとおりだと感じました。

今、黒磯駅前などで集客のため新たな取り組みも始まりました。大型商業施設の出店によって、県内はもとより、都心や東北からも多くの来訪者が那須塩原市を訪れております。大型店出店は那須塩原市の商業・観光にとって大きなチャンスと受けとめ、施策を展開することが重要であります。那須塩原市が県北の中核都市になることを希望し

まして、一般質問を終了いたします。

ありがとうございました。

- 議長（植木弘行君） 以上で、3番、眞壁俊郎君の市政一般質問は終了いたしました。

—————◇—————

◇ 磯 飛 清 君

- 議長（植木弘行君） 次に、7番、磯飛清君。
- 7番（磯飛 清君） 議席7番、磯飛清です。

非常に微妙な時間が午前中残りました。また、眞壁議員には特段の時間引き延ばしをご協力いただきまして、ありがとうございました。

今回の私の一般質問は、選択と集中の方針に基づいてか、なぜか子どもに関することのみとなっております。所轄する部局には大変お時間をとらせましたが、現在国を挙げて取り組んでいる重要課題でもあることから、来年度に向け前向きな答弁を期待し、通告書に基づき1項目めの少子化対策についての第1回目の質問を行います。

1、少子化対策について。

少子化対策は、国家存亡にかかわる重要課題として国を挙げて取り組んでおります。本市においても積極的に推進すべき課題と考えることから、伺うものであります。

①本市においては、本年度より不妊治療補助金の支援期間を2年から5年に延長し、その効果が期待されるところであります。改正の基本的な考えを伺います。

②19、20年度の不妊治療補助制度の利用状況と利用者数を伺います。

③妊婦健診の19、20年度の受診者数と未受診出産者数を伺います。

④本市における妊婦健診助成制度（回数、金額）は全国平均の助成内容を下回っており、拡充

が望まれているが、考えを伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君の質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（栗川 仁君） 7番、磯飛清議員の市政一般質問にお答えをいたします。

少子化対策についての①から④についてお答えをいたします。

まず、①の不妊治療の助成回数改正の考え方についてお答えをいたします。

不妊に悩む夫婦が増加する中、不妊治療は医療保険が適用されないため医療費が高額であります。また、何度も治療が必要となるなど、経済的な負担が大きいことを考慮し、平成19年4月から市の不妊治療費助成回数を1年度につき1回、20万円を限度に助成期間を通算2年から5年としたところであります。

次に、②の不妊治療助成の利用状況についてお答えをいたします。

平成19年度不妊治療助成件数は41件でした。平成20年度は8月25日現在21件の申請状況となっております。

次に、③妊婦健診受診者数についてお答えをいたします。

平成19年1月、厚生労働省の妊婦健診の公費負担の望ましいあり方について通知があり、平成19年4月から市として助成回数を2回から5回にしたところであります。

平成19年度妊婦健診助成実件数は1,165件、延べ4,221件、未受診出産者は1名でありました。平成20年度7月末現在で助成実件数746件、延べ1,823件で、未受診出産者はありません。

④の妊婦健診助成制度拡充への考え方についてお答えをいたします。

少子化対策及び安全・安心な妊娠・出産ができる環境づくりとして、妊婦健診助成は重要であると認識をいたしております。助成に対する拡充については、国の動向や県内の状況を勘案し、検討してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（植木弘行君） 一般質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩いたします。午後1時、会議を再開いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 零時58分

○議長（植木弘行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） それでは、少子化対策について再質問をさせていただきます。

①の不妊治療助成金支援期間が2年から5年に延長改正されたという答弁がありました。この改正は、国の制度の改正か、それとも本市独自の改正か伺います。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） この制度は市単独の事業でございますので、市単独の制度改正です。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 市単独ということでありませぬ。

それでは、②番の制度利用状況についてであります。利用人員が19年度は41件という報告がありました。それで、利用人員枠はあるか。ある場合は上限何名になっているか。その場合、継続利用者も人員枠にカウントされるかお伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 利用人員の枠といったものは特別定めてはおりません。ただ、予算をとるときにそれぞれの治療方法によりまして金額が違いますので、その辺を勘案しながら予算をとっているということでございますので、枠は特に決めておりませんので、仮に予算額よりも多い申請が出る状態になるというふうに予想されますれば、補正予算等で対応していくというようなことになるかと思います。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 了解しました。5年継続になったことにより、継続利用者がどんどんふえていくと、新しい申請者が入れなくなってしまうんじゃないかというような懸念があったものですか、ただいまの質問になったわけであります。

それでは、先ほど41名ということで、決算書によりますと、19年度は606万4,600円の利用となっております。単純に平均すると、1人当たり14万8,000円になり、金額上限の20万を下回っている平均となります。

この際、低額治療者は満額の助成が受けられ、高額治療者になればなるほど助成率が下がるといような傾向はないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 治療方法によりまして金額が大分違いますので、それから保険適用にならないということで相当の差が出るかと思えます。

市のほうの助成の内容といたしましては、かかる費用の2分の1の額で限度額が20万円以内ということなんです、このほかに県のほうでも同じような制度があるんですが、県のほうでは特定不

妊治療ということで限定されます、治療行為がですね。体外受精、顕微受精を特定不妊治療と言いますが、そちらの不妊治療を受ける方には1回につき上限額10万円まで県のほうの助成額があります。それを使って、同じ治療で、また市の助成も使うということも可能でございますので、それらを合わせますと最大30万円までは使えるということになるかと思います。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） わかりました。

先ほど質問したように、市だけの助成金額だけだと高額治療を受けた方の負担が多くなってしまいうような心配もあったものですから、そのような質問をいたしました。

それでは、制度利用の経過状況。治療を受けて、その経過や結果、極端に言うと、妊娠されたといような状況は把握しているでしょうか。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） これにつきましては、個別の経過状況ということになりますとプライバシーの問題になりますので、そこまでの把握というのはしておりませんし、するあれもないんですが、ただ、今言われた妊娠の成功率と申しますか、それでいきますと、おおむね30%前後になっております。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） ここでも個人情報保護法というものがちょっとネックになっていると思えます。ただ、公費を助成するという立場から、私の質問あるいは一般に公開しないまでも、お金を出す側としてはその状況とかそういったものを把握して、なおかつその数値実績を次の施策に反映するという意味で、公開あるいはこういった公の場

で説明しなくても、担当部局としてはそのデータ収集というものは必要ではないかと思えます。それについてのお考えお聞かせください。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 先ほど、おおむね30%前後という話でお答えをさせていただいたところなんです、17年度、18年度、19年度の成功率というものは、こちらといたしましては把握はしております。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） なかなか難しい部分もあると思えますので、次に移ります。

それでは、本市内で不妊治療に対応できる施設、病院は何カ所あるか把握はされておりますか。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 一般的などいいますか、人工授精等あるいは検査等につきましては、産婦人科の医療機関であればおおむねできるかと思えますが、先ほど言いました専門性が必要な特定不妊治療というものなんです、再度繰り返しますが体外受精とか顕微受精というやつなんです、これにつきましては県の指定医療機関というのが2カ所、市内にございます。その2カ所でございます。あとは大田原市に1カ所ですか、そのような状況になっております。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 特定までいくと2カ所ということではありますが、その特定不妊治療についてであります、先ほど来部長の説明の中にも出ておりました人工授精、体外受精、顕微鏡受精、凍結胚移植などの高額治療に対して助成した事例は本市の中でありませうでしょうか。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） お答えします。

高額の治療といいますか、先ほど言いましたように県のほうで特定不妊治療という助成をしておりますので、それと市のほうのを合わせて併用して使った方の数は、19年度でいきますと41件中26件でございます。

以上です。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 26件というと約60%ぐらいは特定の治療を受けているということになり、結構な方が治療しているなということがわかりました。

それで、本市内には利用者が周りの目を気にせず受診、治療しやすい環境を整え、前述の高額治療などにも対応でき、スタッフをそろえたり・プロダクションセンターを有し、国内でも不妊治療の分野、特に顕微鏡受精では国内では第一人者の医師をそろえた施設がありますが、その施設の存在についてはご承知しているのでしょうか。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 承知しております。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 担当部局でも承知しているということで安心したところではありますが、そのような施設と連携する医行連携、すなわち病院と行政が連携し施策を推進する方法もあるかと思えます。当医療分野で、先ほどもお話ししましたように全国でも有数な施設が本市内に存在するということは、地域医療が社会問題としてクローズアップされている現在、この分野においては本市の医療資源と言っても過言ではないかと思っております。存在する資源の有効な活用についてはどのように考えるか、お聞かせください。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 今、磯飛議員のほうから言われましたように、市内にそのような医

師あるいは施設があるということは承知しておりますし、また、十分な医療資源であるということでは認識をしておりますけれども、行政側が特定の医療機関を紹介するというわけにもいきませんので、医療機関の選択そのものは不妊に悩む方自身が決めていただくということになりますので、市といたしましては県の不妊専門相談センター、あるいは特定不妊治療指定医療機関等のご紹介をさせていただくことがよいかと思っております。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） わかりました。

行政として特定することは多分に難しいかとは私も思っておりますが、本市内に国内でも有数の施設があるということをご認識していただいているようですので、もしそういった方からのご相談等、照会等があった場合は、そのようなことも含めてご案内していただければと思っております。

それでは、③の妊婦健診の受診者数の再質問に移ります。

1人当たり5回の健診助成、金額で現在行っているわけですが、5回の助成金額は幾らになるでしょうか。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 1人当たりの助成金額ということでございますので、初回が8,000円でございます。2回目以降が5,000円ということになりますので、合計いたしますと2万8,000円になります。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 現行、お話あった制度からいくと合計金額で2万8,000円ということであります。

それでは、先ほどの答弁で受診をしていない方

が1名であったということで私も安心しているところではありますが、その1名の方はどのような理由で受診をしなかったか、もしわかっていたらお聞かせください。

それと、妊産婦は妊娠から出産まで妊婦一般健康診査を通常何回受診しているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 未受診者の理由ということなのですが、未受診者といえますのは母子手帳の交付を受けていない方ということになりまして、理由につきましては、ちょっとわかりません。ただ、国のほうで平成19年度に行われた出産後の事例の調査で未受診の理由といえますか、望まない妊娠、あるいは経済的理由、それから外国人などの方が未受診だったという結果が出ております。

それから、1の方が出産までに何回ぐらいの受診が行われているかということだったんですが、国のほうでは14回程度という、これは望ましい受診回数なんですけれども、宇都宮市が12回まで現在助成をしているわけですが、宇都宮市の場合の12回といえますのは出産をした方にアンケート調査をいたしまして、何回受診したかということで、それが大体12回だったということで12回の助成をしているということでございますので、おおむね12回前後の受診回数になっているのではないかと承知をしております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 受診回数はおおむね12回ということで、私も出産した経験はないのでわからないので、こちらは家へ帰ったら娘にでも聞いてみたいと思います。

ただ、未受診者が1名ということで、私が思っ

ていたより少なかったので安心しているところなんです、これが多くないからいいんですが、逆に多かった場合は、やはり原因、要因、理由、それは追求して改善していかななくてはならないと思うんですね。たまたま19年度は1件であったからさほど問題視されませんが、多かった場合は問題視されるということで、やはりどのような状況で受診ができなかったかというような理由の把握は、担当部局としてしておいたほうがいいのではないかと思いますので、ご提言させていただきます。

それでは、④の全国平均を下回っているという中での再質問をいたします。

本通告書を提出したその日、8月22日に提出をさせていただきました。まさにそのとき、時を同じくして厚労省は少子化対策に関し、若年夫婦などが出産しやすい環境を整えるため支援充実に着手し、来年度より分娩・妊婦健診の無料化に向け制度設計に取り組むと発表があったところであります。厚労省が示した制度改正案をどのようにとらえるか、考えをお聞かせください。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 8月22日の舩添厚生労働大臣の記者会見のことなんです、記者会見どおりに実施になれば安全・安心な妊娠・出産を保障するという、さらに子育ての負担を軽減するということとなりますので、少子化対策としては有効な政策だと考えております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） それらを踏まえて市長にお伺いいたします。

当支援制度は、国も改めて拡充に取り組み、また県内日光市では昨年4月から公費負担を2回から5回に改正したばかりにもかかわらず、2010年度から予定していた10回分の公費負担を今年度10

月から前倒し施行するために9月定例会に諮ると報じられております。また、先進事例市についてはあえて触れませんが、その重要性をかんがみ、迅速な対応策を打ち出す自治体も出てきております。

本市における現行の制度では、国が示す最低5回の見解との整合性はとれているが全国平均を下回っており、先進とは言いがたい状況にあります。来年度の国の改正を待たずとも来年1月からでも先駆けて改正するぐらいの意気込みを示し、出産応援をしてはいかがでしょうか、市長のご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 市長。

○市長（栗川 仁君） それでは、受診回数についてでございますけれども、先ほどから申し上げますように5回、これまで行っておるところでございます。私どもとしても、これらの回数についてはさまざま、部長のほうからも答弁がございましたように、宇都宮等ではどういう状況で12回を選んでいるのかという話も内部での話としてはしておりますし、今回、8月22日に厚労省のほうから14回が望ましいという話が出ております。

国がどういう対応をするのかはいずれにいたしましても、私どもとしても今、年度途中でございまして、当然補正予算を組まなくてはならないとか、財政状況も見きわめなくてはならない時期でもございます。補助金でございまして、受けるほうからいえば多いほうがいいということも十分私ども理解をしております。しかし、私どもとしても少しでも健全財政の中でやりくりをする部分もございまして、そういう意味では、考え方としてはこれまで新しい年度に向かったの検討事項という考え方のもとでございました。

そういうことで、前倒しをしてという話が今出ておりますけれども、財政状況を見合わせながら

十分検討はしていきたいというふうに思っております。回数についても、5回でいいとは決しておりませんので、それらの点についてはご理解をいただき、今後それらの対応に努めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） いろいろ財政も含めて考慮しなくてはならない部分があるかと思っております。前倒しということでご提言をさせていただきました。先ほどの君島一郎議員も、補正予算が組めるチャンスは12月議会1回しかないというようなお話もありましたので、まだ12月が残っていますので、ただいまの市長の答弁をかんがみながら、全国、県内の推移を見ながら再度ご検討をいただければと思っております。

以上で1項目めの再質問を終わらして、2項目めに移りたいと思っております。

2、子育て支援について。

子育て支援は、多種多様な支援策が制度化されてはいるが、少子化対策と関連することから、さらにきめ細かな支援が必要と考えることから伺うものであります。

①17年度から本年度まで年度別の第三子出生数と人口規模から見る出生率を伺います。

②本市における第三子に対する主な支援制度を伺います。

③保育園の入園待機の改善も子育て支援の重要な施策であるが、待機状況を伺います。

④子育て支援の観点から、JR黒磯駅にエレベーター設備の設置ができないか、考えをお伺いいたします。

以上で2項目めの第1回目の質問を終わります。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） それでは、子育て支援につきまして私のほうから、①から③まで答弁をさせていただきます。

まず、①番の年度別の第三子の出生数についてでございますけれども、戸籍の届出書に第何子であるかの記載欄というのがありますが、必ずしも市民であるとは限りませんし、住民票におきましては長男、次男、三男といった順位をあらわす記述は使わず、すべて「子」であらわしているため数字は、申しわけないんですが把握をしてございません。

また、年度別の人口規模から見る出生率でございますが、平成17年度が0.98%、18年度が0.91%、19年度が0.95%でございます。20年度は7月1日現在で申しますと0.22%。これは年間ベースに換算しますと0.93%になるかと思っております。

次に、②のほうでございますが、本市における第三子に対する支援制度についてお答えをいたします。

保育園においては、保育料の免除制度がございます。また認可外の託児所に預けている場合には保育料の2分の1相当額の補助制度がございます。また、幼稚園に関しましては幼稚園就園奨励費の中で、同時に就園している第三子と小学3年生までの兄弟がいる第三子に対する補助制度がございます。

それから、保育園の入園の待機状況でございますが、国の待機児定義という保育に欠ける待機児童は、8月1日現在で20名でございます。

以上です。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） ④のJR黒磯駅のエレベーター設置についてお答えいたします。

JR黒磯駅につきましては、駅のバリアフリー

化計画に基づきまして在来線ホームへ3基のエレベーター設置が計画されております。平成22年度末に完了予定となっております。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 子育て支援について再質問いたします。

ただいまの子育て支援についてのご答弁の中で、大変前向きな明るい話題となるべく答弁がありましたことから、順番を変えて質問をさせていただきます。

④のJR黒磯駅のエレベーター設置についてあります。黒磯駅のエレベーター設置について、今回子育て支援の観点からお尋ねをさせていただきました。子育て支援はさることながら、高齢者、障害者支援など福祉の面、また当議会でも何回か一般質問の中に出てきております、黒磯駅前の駅前商店街活性化事業の推進にも活力を与え得る大変明るい計画事業ではないかと思っております。また、間近に迫っている、我々も仲間入りする年代ではありますが超高齢化社会に対応すべく、まさに時を得たタイムリーな事業計画ではないかと思っております。

そのような中で、JRの黒磯駅へのエレベーター設置、しかも各ホームに3基というような答弁があったところであり、画期的な事業ではないかと思っております。そのようなことから、このエレベーター設置については何も申し上げるところはありません。余計なことを言って廃案になったのでは元も子もありませんので、何も言うことはございませんが、1点だけ質問させていただきます。

黒磯駅のバリアフリー化事業の概算費用、それとバリアフリー化事業ですから多分補助メニュー等があると思っております。国・県・市の助成負担割合、

本市の負担額はどの程度になるか、わかっていたらお聞かせください。

○議長（植木弘行君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 交通施設バリアフリー化設備整備費補助金の制度でございますが、この制度につきましては国が3分の1、地方公共団体が3分の1ということでございますが、地方公共団体の中には県がその半分ということになりますので、県が6分の1、市が6分の1、合計しまして3分の1という形になります。それから、JRが3分の1という補助事業になる予定でございます。

大体1基ですが、来年度設計に入りますのでちょっと正確な数字はわかりませんが、1基5,000万円程度というふうに計算いたしますと、市の負担は6分の1ですから約2,500万円という計算になると思っております。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） わかりました。

今回、当質問をさせていただいた発端は、強引に子育て支援のほうに結びつけたわけではありません。私ごとではありますが、ことしの夏、孫育ての経験からであります。内容的には、私の2人の孫、1歳と6歳を埼玉県大宮市の鉄道博物館に連れていった道行きでの体験からであります。

1歳の孫はベビーカーでの移動であり、往路、在来線西那須野駅から大宮駅鉄道博物館駅、復路、帰りは新幹線利用で那須塩原駅の新幹線ホーム、在来線ホームを含めて往復一度もベビーカーからおりることなく移動ができ、大変助かった思いであり、今でも西那須野駅の西口の白いエレベーターを目にするたび、涙が出るほどありがたく感じております。

てんまつを語らせていただきましたが、今回の

経験で得たものは、子育て中の親御さんのご苦労、大変さを経験できたことであり、まさに子育てママの目線に立った体験ができたことから今回の質問になったわけであります。時勢に即し、将来を見据え、子育て中のお母さん方に励みとなる計画であります。本市としても積極的に事業推進にかかわっていただくことをお願いして、次に移ります。

戻りまして、子育て支援の①の第三子出生数について再質問いたします。

第三子のデータがない、とりようがないとの答弁であり、考えていた質問ができない状態です。ちょっと角度を変えて質問してみたいと思います。

第三子の数値データがない中で第三子支援制度が執行されているわけであります。予算はどのように組まれているというか、いろいろな支援、これから出てくるとは思いますが、それには当然予算が必要かと思えます。それらはどのようにして組んでいるかお聞かせください。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 第三子の数を把握してないで予算をどう組んでいるのかというご質問でございますが、保育園に対する保育料の免除、あるいは認可外保育園に対する補助制度、あるいは幼稚園に対する就園奨励費の補助制度というのがあるんですが、それらにつきましては今までの数というのがありますので、それらを踏まえて予算化しているというところでございます。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） まず、データをとるものがないということから、私も変な質問をさせてもらったわけであります。組織機構の改革により、本年度より子ども課ができました。子ども課もいろんな広い範囲で担当しており、何かと忙しさに追

われているかとは思いますが、まず、今後第三子の支援にかかわらず、子育て支援を展開していく上では、やはり数値データがもとになっていくかと思えます。そのようなデータ等々を収集していくのも一つは子ども課の仕事ではないかと思っております。

まず、戸籍謄本には第三子と記載するところはあるということではありますが、いろいろデータ収集ができない理由は部長の答弁の中にもありましたが、何か方法はないはずがないと思えます。方法を考えて、まずデータとりからがスタートになるかと思えます。1年、2年、第三子なら第三子の推移、ふえているか減っているか、傾向もつかむことができないままで支援策というものは到底考えられないと思えますので、まずデータ収集を手がけるということはいかがなものでしょうか、考えをお聞かせください。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 第三子を正確に補足するというのは、ちょっと1人1人の戸籍を追いかけないとわからないということになります。市といたしましては、第三子が正確ではないんですが、児童手当の第三子の支給人数というのがありますので、そちらから数字で申し上げますと、平成18年が1,396人、平成19年が1,400人、平成20年が1,402人ということで、ほぼ1,400人前後で推移しているということでの把握はしてございます。以上です。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） データとりも、急に私が出せと言っても今までできてないので無理な中で、児童手当の中から全体のお子さん数のお話が出てきたと思えます。

少子化対策という観点から見ても、1夫婦でひとりっ子、あるいは2人でやめる方、さらに少子

化対策として子どもの数をふやすのであれば第三子の出生をふやしていくという方法も考えられることから、今回第三子ということでお話をさせていただいているわけでありますから、その第三子の数が現在つかめていないということで、先ほど話したように子ども課等々でもデータのとり方ですね、自動的に第三子だけコンピューターなりパソコンのほうに入るような大がかりなシステムでなくても、窓口でのアンケートとかそういったとり方、そういったものを日々重ねていけば、課長さんが毎日入ってきた、きょうは2人、きょうは3人と、足していけば1カ月何人、年間何名ということがとれる、大がかりなシステムでなくても方法はあると思いますので、ぜひその辺はとっていただいて、少子化の対策に充てる施策の役に立ててはというご提案をしておきます。

次は要望ですが、ちなみに、私の少ないデータではありますが、第三子出生情報、これは他市であります。隣の大田原市では18年度が76人、19年度98人、20年22名、29%の増です。先進市の鹿沼市は第三子以上も含めてであります、17年度が141名、18年度が138名、ほぼ横ばい、19年度が187人、49人、35.5%の増となっており、いずれも、2市だけのデータですが増加の傾向にあります。それらのことから推定すると、本市もふえているのではないかと期待しているところであります。

傾向をつかみ、次の施策展開を図る上でぜひデータ収集を進めていただきたくお願いして、この項は終わります。

次に、②の第三子に対する主な支援制度、いろいろ行政のほうでも財政逼迫する中で支援制度として実施されておりますが、先ほどご答弁あった各種支援制度は国の施策か、それとも本市独自の事業かお伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 認可外の保育園の入園児に対する制度につきましては市単独でございます。それから、幼稚園の就園奨励費につきましても、第三子だけではないですが、国の補助対象外の保護者にも市単独で補助を行っております。以上です。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） わかりました。

少子化対策に関連することではありますが、今、団塊ジュニア——ちょうど私の娘も団塊ジュニアです——と称される世代が産出し、子育てに当たる年代となっており、少子化現象を補う最後の期間とも言われております。市政懇談会、稲村公民館だったかと思えます。その中でも市民の意見がありました。子育て家庭を応援、支援できるような本市独自の特徴ある支援制度、財政逼迫する中ではありますが、的を射た独自の制度の策定を研究し、施行できるよう要望して次に移ります。

保育園の入園待機の質問に対して再質問を行います。

第一子が入園している場合、二子、三子が入園する場合の待機待ちの順位査定をする場合の加点対象になっているかどうか、伺います。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 特に加点はしてございません。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） そうしますと、一番上のお子さんが例えば南保育園に入っていて、二子、三子が順番待ちをしている場合、どうしても入れない。では、違う幼稚園、保育園へ行くとなった場合、2人のお子さんが別々の保育園に入園するというような事態が発生しないのでしょうか。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 可能性としてはそういうこともございます。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 入園待機が改善されない中、これからそういったケースも考えられるということでございますので、子育て支援の事業の中で加点の仕方、今申し上げましたような一子、二子、三子がいる場合、そういったことも考慮して、できるかどうか検討していただきたいと要望しておきます。

それでは、時間もないので次に移ります。

第2項を終わりました第3項の児童クラブの民営化について1回目の質問を行います。

児童クラブも子育て支援の一環として位置づけられており、民営化については紆余曲折があったものの、担当部局の努力のもと来年度より民営として運営が開始される予定にあることから伺うのであります。

①民営化に向けての進捗状況を伺います。

②民営化後の補助制度はどのように変わるか伺います。

③引き継ぎに当たり、行政は今までの運営責任者として行政の考えを反映したガイドラインを示すべきと思うが、考えを伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） それでは、児童クラブにつきましてお答え申し上げます。

児童クラブの民営化についての進捗状況でございますが、西那須野地区、塩原地区とも今年度に入り実施しました民営化後のサービス内容等についての保護者へのアンケートの集計結果に基づき、サービス内容や利用料について運営費の収支の試算も提示しながら、現在保護者と協議をしております。

ます。あわせて、運営委員会の成立に向けての準備も行っているところでございます。

次に、②の民営化後の補助制度でございますが、現在黒磯地区が公設民営方式で保護者会に運営を委託しておりますので、同様に委託契約により運営委員会に委託する方法を考えており、統一した基準により委託料金を支出してまいりたいと考えております。

次に、③番目のガイドラインを示すべきではないかということですが、民営化に向けた市の責任として、現在も民営化後の運営について保護者、指導員とともに協議を重ねているところであり、民営化後も軌道に乗るまでサポートしていかねればと考えております。また、ガイドラインについては公設の児童クラブとしての統一した基準づくりについて検討をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 児童クラブの再質問を行います。

まず、進捗状況であります。

冒頭、1回目の質問でうまい言葉が見当たらなかったものですから、紆余曲折等々と表現をさせていただきましたが、その後保護者との協議を継続的に行っているということではありますが、確認させていただきます。

協議等においては、大分時間経過もたったことから混乱もなく順調に進んでいると思いますが、その辺の印象とアンケートをおとりになったということですが、アンケートの内容はどのようなものをおとりになったかお聞かせください。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 民営化へ順調に進んでいるかというご質問でございますが、先ほどから申し上げましたように細部の検討といえます。

か、協議をさせていただいておりますので、進み方としてはかなり順調にしているという印象を持っております。

アンケートにつきましては、ちょっと今持っておりません。後でまたご答弁したいと思います。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） いろいろ、市長初め担当部局、民営化案が浮上した当初、説明やら等々でご苦労があったと思います。順調にきているという答弁を聞き、安心したところであります。

それで、協議している中で現行に比べ、民営によってサービス内容が当然出てくるとは思いますが、どのような内容変更があるか、主なるもので結構です。また、利用料金は幾ら程度で協議しているか。また、平時の利用料金で理解が得られそうか、その辺をお聞かせください。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 民営化になって児童クラブのサービス内容がどう変わるかということと料金の関係でございますが、サービス内容が、時間とかそういったものが変わりますと料金の関係も変わってくるというようなこともございますが、その中で、サービス内容とあわせてその辺も含めて保護者の方々と協議をしているところでございますが、今、児童クラブの保育料は月額2,000円ということで西那須野地区の場合やっておりますので、これよりは若干上がるかと思えます。保護者のほうからも、これまでの料金ではちょっと安過ぎるという意見も出されておりますので、その辺につきましてはおおむね保護者の方も理解をさせていただいているというふうに思っております。

それから、先ほどちょっとアンケートの関係ございましたが、まずアンケートの内容につきましては、お子さんは何年生ですか、あるいは開設時

間は何時までがいいですか、土曜日に開設した場合利用しますか、あるいは長期休業のときにも利用しますかといったようなアンケートをさせていただいております。その中で、開設時間につきましては「6時まで」という方が全体の25.4%ぐらい、「6時半まで」が21.9%、「7時まで」という方が18%、それ以外の「7時15分」あるいは「7時30分まで」という方が0点何%かずつおりますが、おおむね6時から7時までの間という形であります。

それから、土曜日の利用をするかしないかという形でいきますと、土曜日も「利用する」という方が40.1%、「しない」という方が26.2%でございます。

それから、長期休業の利用をするかしないかですが、「する」という方が61.4%、「しない」という方が4.9%、このような状況になっております。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 今の協議の中で、利用体制についてる数値的答弁がありました。全体的に見ますと、今、公営で運営しているよりも時間としても6時半から7時を希望する方が40%ということで、また土曜日利用が40%、長期休暇に「利用する」が64%ということで、時間が延長される、あるいは利用日数がふえるという、まさに児童クラブも子育て支援の一環となっている、これは保護者のほうの希望であります、そこらうかがえるかと思えます。

次に移ります。

②の補助制度、民営に委託するわけですが、委託料金はどの程度になり、公営でやっていたときよりも財政上の効果見積もりはどの程度になるか、試算してあればお聞かせください。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 委託の関係でございますが、先ほども申しましたが、黒磯地区につきましては既に委託契約という形で実施しているものですから、その辺のところの委託料というものを基本に考えていきたいと思っております。

現在、西那須野地区の場合は直営でやっておりますけれども、委託になった場合、どの程度の差になるかということでございますが、まだ試算といえますか、児童数等からして正確に出しているわけではございませんけれども、来年度、今の形でいきますと西那須野地区が二千四、五百万ぐらいになるかと思っております。ただ、分割をしなくてはならない児童クラブが西那須野地区の場合には幾つかありますので、分割をしていきますと2,800万から2,900万ぐらいになってくるのではないかと思っております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 19年度の決算書で経費を足してみたんですが、西那須野地区で19年度は2,833万2,000円かと思っております。今のご答弁だとやはり2,800万ということで、財政効果というものは出ないという解釈になりますか。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 児童クラブの民営化につきましては、財政的な効果を求めてという形ではなかったものですから、それほど民営化したから極端に効果が出るというものではないと考えております。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） わかりました。

それでは、③のガイドライン、これらについては金子議員のほうからも通告書が出ておりますので、金子議員のためにとっておきたいと思っております。運営責任者の任期ですね、民営に移った場合の

運営の責任者の任期、これはどのような方向で話し合っておりますか。単年度、保護者がやるものですから、1年で交代とか、そのような事態があるかどうか、わかっていたらお聞かせください。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 西那須野地区の場合には6つの学童クラブで運営委員会というものを構成する予定でおりますので、そのトップになる方の任期につきましては、今その辺も含めて詰めているという形で、最終的にはその運営委員会の中で決めていただくということになりますので、申しわけありませんがご理解をいただきたいと思っております。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） やはり子育て教育の一環にもかかわってくるかと思っております。単年度交代等になりますと、指導方針の継続ができないなどから、やはり単年度交代というものはできれば避けたほうがいいのではないかと個人的には思っております。その辺も含めて協議をしていただきたく要望して、児童クラブについては終わります。

続きまして、4の公民館の管理運営について、第1回目の質問を行います。

4、公民館の管理運営について。

公民館は生涯学習や地域コミュニティーの拠点として地域づくりの中核をなしております。また、学校に隣接する公民館によっては放課後迎えに来る保護者を待つ児童の待機の間になっており、間接的ではあるが子育て支援の役割を担っております。この現状を踏まえてお伺いいたします。

①公民館が保護者を待つ児童の待機の間になっている現状をどのようにとらえているか、考えをお聞かせください。

②学校に隣接する南・大山・西公民館においては、待機児童がおおむね20名前後に及んでおりま

す。職員の退館後と休館日の月曜日は施設管理員1名だけの管理となることから、安全面の管理強化が必要と思われますが、考えをお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（君島富夫君） それでは、4番目の公民館の管理運営につきましてご答弁申し上げたいと思います。

まず、①の保護者を待つ児童の待機の場になっている現状につきましては、児童の安全面や公営の児童クラブが3年生までしか預かっていないなど、子どもの居場所として公民館を自由に使うことは自然の成り行きであると、このように考えております。

②職員の退館後と月曜日におきましては、施設管理員が1人だけとなりまして、安全面に問題がないわけではありません。今後につきましては、小学校とも連携を図りながら管理体制につきまして検討してまいりたいと、このように思っております。

○議長（植木弘行君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時07分

○議長（植木弘行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の訂正

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長から発言があります。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 先ほど、児童クラブのアンケートの集計結果の中でちょっと間違えて数字を言ったということなものですから、訂正をさせていただきたいと思います。

土曜日の利用につきまして、「する」という結果が26.2%で「しない」が40.1%ということでございますので、訂正をお願いいたしたいと思いません。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 公民館のほうで再質問を行います。

部長の答弁の中に、自然の成り行きなんていう政治家が使うような、行政では珍しい表現がありました。いずれにせよ問題は私も同じように認識しております。そのような中で、公民館の職員や施設管理者の方も業務の中には入っていないと思うんですけども、待機の子どもたちへの気配りはやっていたいております。ただ、はっきりしていない部分もありますので、万が一事件・事故等が発生した場合の責任の所在はどこになるのでしょうか、現状の状態で。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 何かあったときの責任はどうだというお話でありますけれども、公民館は、先ほども申し上げたとおり、だれでも自由に出入りができて利用できるというのが原則でありまして、そういう意味で子どもたちが居場所に使うことは問題ないというような答弁をさせていただいたところであります。

ですから、当然その事件・事故については、状況にもよりますけれども、原則的には利用者が具体的に考えるべきものだと思っております。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） 今の答弁ですと、事故・事件等については利用者ということですか。

それでは、その辺ははっきりしていない部分もありますので、その辺の周知というんですか、そこらの子どもに話してもわかりませんので、保護者等にも伝えておく必要があるかと思っておりますので、その辺の周知をお願いしておきます。

それでは、答弁の中にもありました、学校と連携をとりながら体制を整えていくという答弁がありましたので、教育長の考えもお聞かせください。

○議長（植木弘行君） 教育長。

○教育長（井上敏和君） ただいまの件でございますが、公民館で現状としましては、やはり子どもたち、大山・西・南というふうなところが学校と隣接しているので、そういうふうにご利用が多いところでございますが、今の責任問題に絡めまして非常に問題になるところではないかと思っております。

その中で、やはり公民館だけではなくて、今のご質問のように学校がどういうふう絡むかというところで、確かに児童クラブのOB、4年生以上ですのでOBになります。また、活動する場所が校庭その他学校の部活も含めまして、やはり学校の職員が保護者に対して、図書館または公民館の利用ということの啓発活動をあわせてやっていかなければならないかと、こんなふうに思っております。

公民館では、やはり最大8時ぐらいまで1人で親が来るのを待っているという事例も報告されておりますので、非常に危機管理で子どもの安全・安心からすると不安が残るところでございます。

そういう子どもに対しましては、管理員のほうから声をかけていただいたり、時にはお腹がすいただろうというふうにおやつをやったこともあるというふうな報告もありました。

ですが、やはり学校現場と公民館が問題点を洗い出しながら、公民館には教育委員会のほうから図書室で保護者との待ち合わせをしている児童の取り扱いについて、このようにしてくださいというふうな案内を公民館のほうに、半分指導という形もありまして配付しております。

学校に関しましては、校長を通じまして公民館を利用する児童生徒の親に集まっていたきまして、どういうふうな方向でというふうな話し合いも学校のほうから、子どもたちが1人で待っている現実を親に伝えながら、なるべく子育て支援の方向で協力は惜しまないけれども、ぜひ早く迎えに来るようにというふうな学校からの保護者に対する申し入れもしているところでございます。

こんなふうにして、公民館と学校の連携を今後も図っていききたいと、こんなふうに思っています。

○議長（植木弘行君） 7番、磯飛清君。

○7番（磯飛 清君） ぜひとも、待機の間所がなくなると居場所がなくなるという現象になりますので、公民館のほうでも預かれるような体制がつくれるよう要望して、私のすべての一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（植木弘行君） 以上で、7番、磯飛清君の市政一般質問は終了いたしました。

—————◇—————

◇ 中 村 芳 隆 君

○議長（植木弘行君） 次に、17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） 皆さん、こんにちは。議

席番号17番、中村芳隆であります。本日4番目の質問者となりました。

8月29日、物価高や景気低迷などに対応すべく、政府与党は、総合経済対策、安心実現のための緊急総合対策を決定し、物価高にあえぐ国民の不安を和らげると言っていたやさき、福田首相の突然の辞任表明は、景気後退局面に入ったと言われる日本経済にさらなる悪影響を与えるものではないかと懸念するところであります。一日も早く新しいリーダーのもと、国民だれもが安心して生活できるようお願いしております。

さて、今回の質問は、国・県の行財政改革の一環として出先機関の統廃合を進める中、本市の対応についてと開湯1200年事業「湯っ歩の里」が、塩原観光事業活性化のさらなる有効施設としての今後の計画をお伺いするのと、稲村公民館の改築についての3点であります。

まず最初に、1としまして、国・県の行財政改革への対応について。

国・県は行財政改革の一環として出先機関の統廃合を進めているが、本市の対応をお伺いいたすものであります。

①としまして、市民生活に関連する国・県等の出先機関の統廃合、効率化への対応についてお伺いいたします。

②宇都宮地方務局黒磯出張所が、平成21年6月末日をもって閉鎖され、大田原支局へ統廃合されると聞くが、本市への事前協議、連絡等並びに経過と対応内容をお伺いいたします。

③黒磯出張所の閉鎖に伴い、市民の利便性に多大な影響を及ぼすと思われるが、見解と対応をお伺いいたします。

④県北の中心都市として市民だれもが誇れるまちづくりを行っている今日、国・県の出先機関が皆無になってしまうのは非常に残念なことであり

ます。今後の国・県等の出先機関の確保、誘致に対する本市の考えをお伺いいたしまして、以上4点、質問をいたします。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君の質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（栗川 仁君） 17番、中村芳隆議員の市政一般質問にお答えをいたします。

まず、1の国・県の行財政改革への対応について、私からは①と④について総括的な部分で一括してお答えをいたします。

国・県においては、地方分権一括法並びに地方分権改革推進法に基づき住民に身近な行政をできる限り身近な行政主体で処理し、地域住民のニーズを迅速かつ的確に反映させる観点から国・県と市の役割分担を見直し、権限移譲を進めるとともに、事務の集約化による効率化・スリム化を前提として出先機関の見直しを進めております。

こうした状況の中で、当地域にある国・県の出先機関もこの先どうなっていくのか不透明ではありますが、今後ともその動向につきまちは細心の注意を払いながら、できるだけ市民の利便性が損なわれないよう努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） 私のほうからは②番と③番についてお答えを申し上げます。

宇都宮地方務局黒磯出張所の閉鎖に伴う事前協議・連絡等について、どのような対応をしたのかというご質問ですが、法務局黒磯出張所の大田原支局への統廃合に関する説明につきましては、平成20年7月23日に宇都宮法務局の次長以下3人の職員から説明を受けました。この際、本市では、法務局黒磯出張所の廃止は各部、各課に関連があ

るものと判断し、各部の幹事課長が出席し、宇都宮法務局からの説明を受けております。

その説明の概要は、登記所の適正配置の基準により、原則として一つの広域市町村圏に一つの登記所とする。また、定員削減の取り組みとして法務局、地方法務局の支局、出張所の統廃合を推進するとの方針のもと、いわゆる国の行財政改革の一環として、宇都宮地方法務局黒磯出張所を平成21年7月を目途に大田原支局に統合するというものであります。

この統合の効果としては、大田原支局へ人員を統合することで早期の事務処理が可能になること、昼休みの窓口業務の実施や48台分の駐車スペースの確保などでサービスの向上につながるというものであります。なお、大田原支局へ統合後の黒磯出張所の庁舎の活用は、書類保管庫として利用したいということでありました。

次に、③番ですが、黒磯出張所の閉鎖に伴う市民の利便性の確保についてであります。

宇都宮地方法務局黒磯出張所における過去3年間の登記簿謄本等の発行件数ですが、平成17年は約6万9,800通、平成18年は約6万3,250通、平成19年は約5万6,700通であり、3カ年の平均では約6万3,250通となります。ここで、登記所等の廃止の場合には、法務局において廃止となった市町村の役場等に証明書発行請求機を設置するという対策があります。この機械を設置する場合には、2つの条件があります。

1番目の基準としては、過去3年間の登記事項証明書、印鑑証明書の年平均発行通数が2万通を超えていること。2番目の基準としては、廃止となる登記所の管轄区域内の主要な市町村の中心的な場所から統合登記所までの公共交通機関及び自家用車による通常の片道所要時間がおおむね30分以上であることという2つの要件を、いずれも満

たすことというものであります。

黒磯出張所の場合には、1番目の基準はクリアしているものの、2番目の基準のうち自家用車による片道所要時間が30分未満となり、基準となる条件を満たしていない状況にあります。しかしながら、年間6万件を超える利用があることから、今後宇都宮法務局に対し証明書発行請求機の設置に関する要望を実施したいと考えております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） それでは、順次再質問いたします。

国の行政改革によりまして地方の出先機関の見直しを進めているということは私も理解はしております。国の行政改革の現状、効率化の推進としまして、18年6月30日に閣議決定を踏まえ、登記所の適正配置の一層の推進を図るということで、今回の黒磯出張所の大田原支局への統廃合等進められたのではないかと思います。2年前に閣議決定されていたのに、ことしの7月23日ですか、先ほどの答弁では——の市当局への説明ということでは、余りに期日が迫った中での一方向的な説明ということで若干不親切ではないかと思いますが、部長はどうとらえますか。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） この春に市長のところにあいさつには見えたという話は聞いておりますが、これは基本的にはあいさつレベルの話であります。具体的に説明があったのは7月23日ということですので、我々の感覚からすれば、ちょっと遅いかなという気はいたします。

以上です。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） 先ほどの通数にいたしましても、年間平均しますと3年間で6万3,000通

余りということで、非常に那須塩原市民、また那須町の方々が利用されている登記所でありまして、本当に国の決定機関ではありますが、一方的な通知をいただいてからすぐに統廃合ですよというのも余りじゃないかと思っているところでもあります。

黒磯出張所は、たしか平成11年、旧黒磯市の朝日町から現在のところに移転されたわけでありまして、そのときに那須出張所が黒磯出張所へ統廃合されたと思っております。まだ9年しかたっていない新しい建物でもあります。当時、黒磯公園のわきにちょっとした野球場がありまして、今の登記所までには立派な道路もない、そんなところで取りつけ道路等いろいろな面で市のほうも便宜を図って支援したと思っておりますが、どうでございますか。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） そのとおりであります。道路あるいは敷地、そういったところで便宜を図っているということでもあります。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） そのように、やはり地域地元で登記所ができるときには、市なりにはそれぞれ応援を求め、それにこたえてきた経過もあるわけでありまして、その結果、統廃合のためということではありますが、大田原支局に統廃合されるということございまして、現在立派な建物、先ほどの答弁でありますと書類保管庫として利用するということでもあります。本市にとりまして何のメリットもなくなってしまうのではなかろうかと、本当に残念なことでもあります。

また、市民の方々にとりましても、今まで身近なところにある登記所として本当に利用されておりましたが、廃止されますと、遠い大田原支局まで時間と経費をかけて行かなくてはならなくなってしまうと思います。先ほど来、一般質問の中にもあり

ますように、ガソリン高騰の今日、市民生活に不安を与えることになるのではないかと心配するところでもあります。

そんな中で、先ほどの答弁で廃止となった場合の対策といたしまして、市長からの要望があれば、市町村の役場等への証明書発行請求機を設置することができるということを言われております。市民の利便性の確保のため、どうしても印鑑証明書、また登記事項証明書を交付できる証明書発行請求機を本市へ設置するよう要望していただきたいと思っております。

先ほどの答弁の中で、過去3年間の登記事項証明書、印鑑証明書の年間発行通数が2万通を超えることと、廃止となる登記所の管轄区域内の主要な市区町村の中心的な場所から統合登記所までの交通機関及び自家用車による通常の片道所要時間がおおむね30分以上であることという、2つの要件をいずれも満たすという条件があるようでございますが、その中で、自家用車による片道所要時間が30分未満となり、非常に残念であります、基準となる条件を満たしていないということ言われました。

この自家用車の所要時間を計測された方はどなたでしょうか。宇都宮法務局の職員の方でしょうか、それともそういう専門業者の方がおはかりになったのか、お聞かせください。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） 宇都宮法務局の職員がはかっています。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） 宇都宮法務局の職員、何回かはかったかわかりませんが、所要時間の計測はいろいろあると思います。時間帯によりましても変わるでしょうし、気候、季節、信号、本当に信号は十何個ございまして、赤ばかりにぶつかりま

すと二、三十秒でも3分や4分変わってしまいます。また、車の交通量ですか、五十日、月末、そうなる本当に条件は変わります。そのときそのときによって大きく変わるのではないかと思います。そのようなものを年間通じておはかりになったのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） そこまで緻密にはかき出しているとは聞いておりません。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） わかりました。

そのぐらい、このはかり方によっては30分という時間の条件というものを満たすのは、状況によって変わると私は思っております。

先日、私も自分で実際に行ってまいりました。市役所本庁前から出まして4号線に出ます。そして国道4号から大原間南交差点を左折しますと県道53号線、そして紫塚交差点を右折しまして稲荷前の交差点、それから400号を右折しますと左側に法務局という看板がありまして、そこまで行くと約12.3km、日にちは平日でございまして、先週比較的雨の中でも天候に恵まれた日でございまして、時間は9時半ぐらいから行ってまいりました。やはり法定速度50kmで行きますと後ろの方がクラクションを鳴らしますので、ちょっと60kmぐらいで行ってまいりました。やはり、22分ぐらいかかりましたか。法務局の方もそういう条件のいいときにはかってこられたかなという感じがいたしました。そして、帰りには400号をずっと西那須野の商店街を通りまして、三島交差点から右折しまして4号線を通りますね。そうしますと二十四、五分かかっておりました。やはり条件的には非常に交通量の少ないときではなかったかと思っておりますし、込んではいなかったですね。そんなところで、二十四、五分からあれかなと。

ただ、私まだ研究していませんので、雪の日、また雨が降った日、そういったことを考えると、やはり、また五十日の日とか月末、当然車の混雑は違いますし、四、五分はすぐ変わりますので、30分というものの条件は、いろいろな角度から検証していただければ達成される、払拭されるものだという感じはいたします。そういうものをよく研究していただきまして、法務局との粘り強い交渉をお願いいたすところであります。

また、どうしてもということでは、条件の中に本庁またはその他の広域的施設とあります、よく見てみましたら。そんなときに、本庁の先にいきいきふれあいセンターがございましてね。あそこまで行くと5分くらい余計にかかりますので、そういったものも少し研究していただきまして、やはり粘り強い交渉というものが考えられるのではないかと思います。ひとつ部長の見解をお聞かせください。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） その要綱というか決まりの中に「市町村の中心的な場所」から、その想定が市役所の庁舎というふうになってはいますが、いきふれのことは当然考えたいというふうに思います。今ある場所に自動交付機と職員を置くのは、やはりお金を扱う関係上、当然1人でいたのではという部分がありますので、まずいですが、ほかのまちの人たちが使うこと、それから黒磯地区の人たちが中心に使うことを考えれば、この庁舎にあるよりはいきふれの中にあつたほうがより現状に近いということがあります。

ただ、いきふれに入れられるかどうかは全く聞いておりません。私の独断でお話し申し上げていることなのですが、それは法務局との交渉、協議の際に十分使う言葉だと思って、この答弁書を考えております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） ありがとうございます。

本当に何となく考えが共有できましたので、安心しております。

いずれにいたしましても、本市は登記所を利用する法人数、商社、事務所、不動産業者、測量会社など数多くありまして、昨年も5万6,700通発行されている実績がございます。統廃合をきっかけに、そういった事務所が大田原支局周辺へ移転されることも懸念されますので、そのようなことになったら本当に本市にとりましてもいろいろな面で大きな損失になりますので、その点をよくしっかり踏まえて頑張っていたいただきたいと思っております。

先日、私、那須町出張所の跡地をちょっと見てまいりました。跡地には那須町の上下水道課が分庁として入所されておりますが、以前登記所があった周辺にありました司法書士事務所さんのところはまだ空き家になっていたかと思っております。やはり、本当に登記所として利用されていたときのあのにぎやかな感じはもうなくなっているような感じでありますので、やはりそういった公共施設がなくなれば、その地域は衰退するのではなからうかと思っておりますので、そういったものを考えながら、この証明書発行請求機が必ず本市に設置されますよう強く要望していただきますようお願い申し上げます。

また、今後の国・県等の出先機関の確保・誘致についてであります。県は福田知事のリーダーシップのもとで地域振興局の設置を図ると言われておりますが、高藤部長は承知しておりますか、お聞かせください。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） 十分承知をしております。

す。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） 「地域振興局の設置について」と、こういった資料はご存じですね。これさっき私見させていただきまして、これを誘致するには皆さんで力を合わせれば何とかなるという考えを持ちまして、この一般質問に間に合ったものですから質問させていただきわけですが、地域振興局、今それぞれ地域に出先機関として分散されたものを総合的なものにまとめて、県南・県北・県央ですか、そういった3つの中に分けていくということで、この中に、二重行政を解消し、事務手続等が出先機関で完結できるよう、地域振興局の設置の検討とあわせて本庁と出先機関の役割分担を踏まえながら出先機関への権限移譲をさらに積極的に進め、より一層の行政サービスの向上を図るべきという、地域振興局の理念みたいのが書いてあるわけですが、そういったものについて、設置時期については平成20年以降速やかに実施するということではありますが、県の進捗状況の把握は高藤部長はしておりますか。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） 県の地域振興局の件に関しましては、昨年の3月に、今、議員がおっしゃられるような考え方で報道等を通して公表されたと承知しております。

なかなか情報を収集するのが、県もそれなりにいろいろ配慮するところもありまして難しいというところがあるんですけども、今までの私どもの情報では、まだ具体的な検討段階には入っていないと、こういう状況だと、こんなふうにとらえております。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） 私も直接県と接触した経過がございませんので具体的に詳しいことはわか

りませんが、そのような施策のもとにそのようなものを県が実施していくということになれば、やはり積極的に誘致活動をしていていただきたいと思っております。

それなりの誘致ができますと、相乗効果等も大なるものがあると思えますし、また、11万6,000人の市民のモチベーションもぐんと上がると思っておりますので、どうか常にアンテナを高くしていただきまして、全市を挙げて取り組んでいただけますよう強く要望いたしまして、次の質問に入らせていただきます。

2番の開湯1200年事業の「湯っ歩の里」について。

開湯1200年「湯っ歩の里」が、塩原観光事業活性化のさらなる有効施設となることを願い、今後の計画をお伺いするものであります。

①開設以来の湯っ歩の里の運営状況をお伺いたします。

②指定管理者制度への移行も含め、今後の運営方針をお伺いたします。

③門前広場整備後の利用状況、設置効果をお伺いたします。

④「門前広場」「湯っ歩の里」を拠点として、周辺の景観整備を含めた今後の整備計画をお願いいたします。

以上、4点について質問いたします。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） 湯っ歩の里につきまして、湯っ歩の里の運営状況についてお答えしたいと思います。

平成18年度及び平成19年度の入場者数につきましては、平成20年6月議会で鈴木紀議員にお答えしたとおりであります。平成20年度の入場者数は8月末日現在で3万9,551人です。

収入につきましては、平成18年度が1,882万5,200円で支出が2,365万9,039円、平成19年度収入が2,173万320円で支出が2,391万7,545円、平成20年度は8月末日で、これは収入のみでございますが、658万2,400円となっております。

次の指定管理者制度への移行も含め、今後の運営方針についての質問につきましても、平成20年6月に鈴木紀議員にお答えしたとおりでございます。

③の門前交流広場整備後の利用状況、設置効果についての質問にお答えいたします。

整備後の利用状況は、温泉街を散策される方やぼたん祭り、塩原温泉夏祭り、塩原温泉まつりなどに訪れる多くの観光客にご利用いただいております。

④の（仮称）「門前交流広場」「湯っ歩の里」を拠点として周辺の景観整備を含めた今後の整備計画についてのご質問にお答えいたします。

今年度は、塩原温泉地区のまちづくり交付金事業の最終年度であり、観光交流室、温泉街周遊道路及び門前地区の夜間景観照明の整備事業を実施する予定であります。今後の整備計画につきましては、まちづくり交付金事業の事後評価を行い、その結果を踏まえて検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） それでは、再質問させていただきます。

ただいま、「湯っ歩の里」の入場者数ですか、平成18年度から20年度、18年、19年は鈴木議員に言ったからということでございますが、概算、私なりに調べてまいりました。11万8,981人、19年度は12万980人、20年度は先ほど言われました3万7,456人ということでありますが、当時は開設したばかりが8月からでありますから、4、5、

6、7、8の4カ月間少ない。その中で11万8,000ということはかなりの方がご来場されたということ物語ると思います。通年で平均しますと、20年度を見ますと、3万7,000になりますと月別に換算しますと、かなり減ってきているのではなからうかと思っております。

当初の計画、例えば施設を計画するときとか将来のことを考えると、何名ぐらいの入場者数を把握していたかどうか、また、どのぐらいの方が来客してくれるかというものを計画されていたかどうか、ちょっとお聞かせください。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） このような施設は初めてということで、どの程度入るかという予想値につきましては把握してございません。

以上です。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） 把握はしていなかったでしょうけれども計画、こういう日本一の足湯をつくりますよと、1200年祭のときに。その中で施設を考えたときに、お客さんとして、月ベースでも結構ですけど、月に1万人ぐらい来るとか、先ほど言いましたようにシーズンによってはやはりありますでしょうが、秋のシーズンにはかなりお見えになるとか、夏は子どもさん連れが多いよとか、そういう予測は立てたことはあるんですかどうかお聞かせください。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） 予測といいますか、既にほかの県等で実施していたところの数字等は参考にはしていたと思うんですが、この施設における目標入場者数は何人にしようというような形の計画というのは聞いてございません。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） わかりました。

そうしますと、これは結果論でございますが、でき上がってきたときはかなりの数があるが、これから年々減っていても、手の打ちようがないというものに解釈するのか、景気動向とか、先ほど来言われていますように景気の低迷、また物価高、そういった意味でお客さんが非常に来づらくなったんだというふうに解釈をするのか。また、せっかく足湯に入っても、ちょっと観光としては魅力がないという解釈をされたか、そういったリピーター調査みたいなものは調査されたんですか、ちょっとお聞かせください。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） リピーター調査というものは行ってございませんが、今、中村議員ご指摘のように、開設当初はいわゆる珍しいという部分もありまして、どちらかという日帰りの方がこの施設を訪れるというのが多かったように聞いてございます。そういうことで、今後は宿泊に絡めた中でこの施設の利用というものをさらに図っていきたく、いわゆる固定客ということですね、そういうものを振興につなげていきたい、このように考えてございます。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） 非常に難しいかとは思いますが、いずれにしても、かなり費用をかけて拠点としての施設としてつくったわけでありますので、そういった面におきましては、有効にお客様の、今言ったように宿泊される方に使っていただけたらかそういったもの、また、せっかく足湯でありますので、もう一回行ってみたいと思われるようなものを考えておつくりになったと私は思っているところでございますので、そういった意味においては、やはりもう一度行ってみたい、リピーターとして戻ってくる、そういうものに計画されていたのではないかと考えておったところ

であります。

先ほど、指定管理者制度の件についても鈴木議員に答弁したとおりでいうことで、6月議会のこと、3カ月前でどんな話かちょっと詳しくはわかりませんが、そういった中で開設してまだ2年であると。維持管理がどのくらいかかるかまだわからない。そういったものを検証して、これから取り組むという形でよろしいですか。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） そのとおりでございます。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） そういったものをよく検証していただきまして、将来は指定管理者制度を導入するという理解は私もしております。よろしくお願ひしたいと思っております。

そんな中で、管理運営面について二、三お聞きしたいと思っております。

先日、湯っ歩の里をちょっと見てまいりました。行くなり、湯っ歩の里の玄関口にカラーコーンが4本置いてありました。あれは工事に置いてあるんですか、ちょっとお聞かせください。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） あれは工事用のカラーコーンではございませんで、大型バスが入ったときに、ぎりぎりのところに横づけしたということで屋根を壊されてしまったというようなことがございまして、それらの注意喚起も含めて応急的にやったものということでございます。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） 屋根が壊されてしまっは大変だということで、ちょっとカラーコーンがあるんですが、正直申しまして、観光地、本当の玄関口でありまして、やはり日本全国から来るお

客さんが入り口は工事なのかななんて気にするぐらいで入るようでは、私は観光の入り口としては非常に不備ではないかと思っております。

大型バスが来て屋根にぶつけるといことも考えられますが、やはりそういったものは当初設計段階から考慮して計画していかなければいけないんじゃないかと思っておりますが、屋根がぶつかるとい心配で当面の間はカラーコーンを置いておくつもりですか。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） 大変見ばえが悪い状態でございますので、早急に対応したいと思います。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） そういったものも大事かと思っておりますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

また、湯っ歩の里の中の足湯のほうに足を踏み込んでみました。ガラスの窓枠が木製でございまして、非常に下の部分に青かびみたいのがびっちりついているのが目につきました。また、外の部分の周りは湯アカ、ノロ等が随分ついているように思われました。この窓枠につきましては非常に青かび、私どもは地域に住んでおりますから当たり前だと、温泉のアカとかノロはですね。だけど都会の方、特に若い方は非常に不衛生という印象を受けるのではなかろうかと思うんですが、どう認識しておりますか。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） それらのかび等についても定期的に清掃しているわけですが、何分次から次へとかび等が発生してしまう。それから、先ほど言いましたように、ノロに関しましては鏡池のことだと思うんですが、これにつきましても定期的に清掃しているんですが、なか

なか落とし切れないというような状況がございまして、今後どのように対応するかということも検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） いずれにしましても、後手後手に回っていますと、やはりお客さんがあそこへ入って、第一印象だと私は思っております。お客様の視線が一番大事だと私は思っておりますので、そういったきめ細かいものを積み上げていくことによって、やはり塩原温泉のよさを見出せるものと私は思っております。

やはり目立つものばかりじゃなくて、身近なものを親切丁寧に迎え入れる気持ち、そういったものが必要じゃないかと思えます。本当に私はびっくりしたんですが、あれだけのガラス、よく木製でやったなという気はしております。時代の流れでアルミサッシを使う方が多いわけでありましたが、建設されるときに設計事務所なり、それとも建設される方がこういう木製をアドバイスされたかどうか私にはわかりませんが、いずれにしてもこれは掃除は何回してもとれないと思えますが、部長、どう認識していますか。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） それらにつきましても、具体的にどのような方法があるのか、今後検討していきたいと、このように思います。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） 今後のことですから、ひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

また、冬場、あそこにいる方にお聞きしたんですが、雪が吹きかけてくると同時に周りの換気口、外気が下がると足湯の温度が40℃以上ありますから湯気がわっと上がるんですね。湯気が上がると換気口から湯気が普通出るんですが、反対に押し

れてきますので全部湯気が室内のお客さんが座るいすに湿気としてたまってしまいまして、冬場なんか毎日のようにふいても間に合わないぐらいに湿気があるということで、そういった不備も感じられているようであります。

そういったものも、現地の声をよく聞いて、やはりお客さんが座ろうと思うとびっしょりになってしまいますから、そういったものはタオルを貸してやるか改善をするとか、そういったものも取り組んでいただきたいと思います。本当にこれは、これからすぐ冬になりますので取り組んでいただきたいと思います。

そんな中で、次に門前交流広場についてお尋ねをします。

門前交流広場、これは3月に完成され、4月から使用開始になったわけでありましたが、イベント広場をどういうふうにするかという駐車場ということでございますが、4、5、6、7、8、9月だから4カ月間ですね。イベント関係はどのくらいの利用日数ございましたでしょうか。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） イベント関係を具体的にやったというのは、今のところ聞いてございません。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） そうしますと、大半が駐車場で使っていらっしゃるのかなということを感じます。そんな中で、駐車場も見てまいりました。はっきり申し上げまして、写真撮ってまいりましたが、駐車スペースとして点線がちょっと見えなぐらいに入っているんですが、駐車場の機能を有するような実線ではないんですね。どうしてこれがそういうしっかりした駐車場用地としての実線が入っていないのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） この門前交流広場につきましては、あくまでもイベント広場というようなことで交付金事業ということで採択されてございますので、最初から駐車場という形ではいきませんので、イベント等がない場合には臨時駐車場として使用するというような形でございますので、このような形になっているわけでございます。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） 理由はわかります。交付金事業でございますから、かなりの補助をいただいていると思いますが、4カ月かかってイベントで使ったことがない。そのかわり駐車場として、やはりあそこの塩原温泉は特に駐車場が狭いわけでございますから、あれだけの立派な駐車場用地を確保して、お客さんがそこへとめて地域の遊歩道を散策したり「湯っ歩の里」へ来ていただいたり、また温泉街を散策していただいてお土産を買っていただくとか、そういったためにせっかくあの広場をああやって使っているわけでございますから、365日あるとすれば300日くらいは駐車場として使う方向に向かっているのではないかと私は思っております。

そこら辺は機転をきかせまして、時期が来ましたらで結構でございますから、やはり駐車場として利便性が高いような方策を考えていただきたいと、私は思っております。

車どめがないので協会のほうまで車をずっと進めていきますと、だんだんすぼっと入るんですね。お客さんが、途中でおろしてきた方がすぼっと入りますと、帰り一緒に乗せて帰りますとバンパー全部引っ張ってしまいまして、駐車場内でのトラブルも起きかねませんので、そういったものも考慮しながらお願いしたいと思っております。

周辺整備、先ほど答弁いただきました。まちづくり交付金事業の最終年度としまして、観光交流室、温泉街周遊道路ですか、門前交流広場の夜間景観照明など予定されていると。これから入札されてつくっていかれると思いますが、いろいろつくればつくるほど自然を観察しながら散策される方がふえると思うんですよ。そうしますと、今まで見えなかった裏街道が見られますね。その一環としまして、「湯っ歩の里」から見ますと、対岸のコンクリートの擁壁ですか、あそこからお湯のパイプや排水口のヒューム管ですか、そういったものが見受けられておりまして、非常に美観上、私は観光地としては不適切ではないかと思うんですが、部長はどう思いますか。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） 確かに、対岸側に、あれは山からの水を排水するために抜いてあるものでございますが、実際はその中に温泉水と思われるものが含まれていまして、擁壁のところにはスケルトンがこびりついている形になっていて、美観上もよくないというものは存じてございます。

○議長（植木弘行君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

○議長（植木弘行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————◇—————

◎発言の訂正

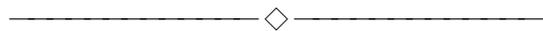
○議長（植木弘行君） ここで、産業観光部長から

発言があります。

産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） 先ほど、「湯っ歩の里」の計画入場者数というものがわからないということで、ないということで答弁いたしました。大変申しわけありませんでした。10万人ということで再生計画の中では考えておりました。

以上でございます。



○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） 以前は余り見えなかったところ、先ほどのように箒川の対岸ですか、そういったものも今の現時点になりますと、せっかく自然を散策をされた方が箒川を見て、魚が泳いでいるのかなとか家族で来ましたら、対岸を見ますと大体びっくりしまして、あれは何だろうということを考えているのではなかろうかと思っております。

やはり、観光客にはイメージが非常に大事かということで、いろんな調査をしますと出ておりますので、あれは何とか改善の余地はないんですか。お願いします。

○議長（植木弘行君） 産業観光部長。

○産業観光部長（二ノ宮栄治君） これにつきましては、土木事務所等とも相談はいたしたわけでございますが、あそこに目かくし等の工作物をつくるということはだめだと、色塗りとかそういうものは可能であるというような話も聞いておりますので、今後関係機関とちょっと相談をしてみたいと思います。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） いずれにしても、今までは余り気にもしないところではあったかもし

れませんが、これから重要な観光名所の一つでありますので、そういった面も考慮しながら前向きに検討していただきたいと思っております。地元には県会議員の先生3人もおりますし、国会議員も1人おりますので、そういった方にもよく陳情していただきましてやっていただきたいと思っております。

ガソリン等の高騰により観光客の動きが大きくさま変わりしております。自家用車を避けて電車で行くといったように、そして身近な温泉地ということで東京から近い鬼怒川や熱海が人気を集めていると言われておりますが、それなりに努力していることがうかがえます。

リクルートの「じゃらん宿泊旅行調査2008」によりますと、栃木県は魅力的な施設が多かったというのが40.5%で、北海道と並び8位であります。具体的には、鬼怒川温泉の旅館が多く上げられていたかと思っております。塩原温泉の名が上がってこなかったのは非常に残念であります。今後、湯っ歩の里や門前交流広場等を拠点とし、周辺の景観整備にしっかりと取り組んで、観光客がもう一度塩原温泉に行ってみいたいというような観光地になりますよう、地元観光協会、旅館組合、商工会の方々と行政が連携を密にし取り組んでいただきますよう要望しまして、次の質問に入ります。

3、稲村公民館改築について。

稲村公民館の改築は急務であると考えているが、市の対応についてお伺いいたします。

①稲村公民館の改築については、昨年9月の一般質問において前向きな答弁をいただきましたが、改築場所については地元住民の方々から現在地という要望書が出ているとお聞きしますが、当局の考えをお伺いいたします。

②改築時期についてをお伺いいたします。

③現在、公民館事業やコミュニティー活動にお

いて駐車場が不足しているため、隣地を借地し駐車場を拡張してほしいとの要望が出ているが、どのように考えているかをお伺いいたします

以上、3点について質問いたします。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 稲村公民館の改築につきまして、①から③までまとめてお答えを申し上げます。

稲村公民館の改築につきましては、昨年の9月議会においても中村議員にお答えしたとおりでありまして、場所につきましても現在地というような要望書も提出されておりますので、駐車場用地の拡張も含め、市の後期基本計画の中で今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） 公民館について再質問をいたします。

本市の社会教育、また生涯学習、コミュニティ活動の拠点となっている公民館構想をどうとらえているか、まずお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 現在、当市には15の公民館があるわけでありまして、旧黒磯地区におきましては7館構想といたしまして、中学校区ごとに設置をしてきたというような経過がございます。それと、西那須野地区については小学校区に1つということで現在設置されておりまして、塩原地区については温泉の地区と関谷地区に1つずつあると、こういう状況にあります。

ですから、15館構想と申しますか、現在の配置状況は当然今後の公民館活動にも地区割的には十分対応できるかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） 15館構想というものを今お聞きしたわけでありまして、地域住民の活動の拠点の場としまして15のエリアに分けて取り組んでおられるということですが、その15館構想の中で課題を持っている公民館はありますか。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 課題と申されましたけれども、公民館の運営そのものは各公民館各自事業計画を立てて、毎年地域住民の方と一緒に活動し、事業を行っている状況であります。

ただ、物理的に、いわゆる施設の大きさ等々を考えますと、稲村公民館は現在建物については床面積が495.71㎡と、こういう状況にあります。それで、一番大きいところは一昨年開館いたしましたけれども、西那須野公民館の1,620.91㎡という状況であります。

いずれにしても、稲村公民館につきましては面積も当然一番少ない公民館でありまして、また、建築年次もコミュニティを当初発足しておりまして、建物もコミュニティと一緒につくったという経過がございます。これは昭和52年に建築されたものでありまして、その後、平成10年に公民館が開設されたと、こういう経過になっております。

そういう問題がありましたので、現在の稲村公民館につきましては建物も小さくして開館したと、こういう状況でありました。今後については当然検討をしていく施設であろうと、このように考えております。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） なる、私もそう思って、昨年の9月から一般質問等させていただきまして要望しているところでございます。

市全体的に公民館を見てもみますと、人口等の規

模から対比してみますと、他の公民館と稲村公民館では大きな格差が生じているのではないかと考えております。先ほどの一般質問の中で君島議員が言われておりますように、公平・公正を旨としている栗川市長におかれましては、非常に胸が痛んでいらっしゃるのではないかとと思いますが、市長見解をちょっとお聞かせください。

○議長（植木弘行君） 市長。

○市長（栗川 仁君） 私の見解ということでございますけれども、大変地域的には広い地域でございますし、これまでの経緯は既に部長のほうから話がございまして、そういう経過をたどって公民館として残っておる、老朽化も進んでおるということで、この後の計画の中でそれを見込んで建てかえを検討していこうという話になっております。

十分、現在置かれている状況等については把握をしておりますし、これが私が言っている公平・公正という感覚でどうだということになりますと、以前の建物だから古いのは古いですし、老朽化もしていますという、新しいのと比べればそれはそれで格差があるというのは現実だというふうには思っておりますけれども、それらについて部長のほうから話がございましたように、建てかえを後期計画の中で考えていくということで進めてまいりたいという答弁でございますので、それが公平さがあるかないかということになりますと、その人の受けとめ方になりますし、今後建てかえていく状況の中では不公平さはなくなるだろうという、私どももそういうものを念頭に置きながら今後の計画を立てていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） 時期的なもので、どうしても入れかえの時期にはそういったものができる

かとは思っております。その中で、地元から駐車場整備等々る要望がございまして、日々苦慮しているものがございます。

先日、市政懇談会の席でも、地元の方から早期に駐車場の整備というものも上げられていたようでありますし、そういったものを考えますと、今市長が答弁されましたように本当に前向きに、かつ後期の中には完璧なものをやっていただけるということを聞いて安心しているところでございます。

先ほどの答弁、一括してお答えをいただきましたが、建築等の場所、駐車場用地の拡張を含め後期基本計画の中で検討と言われましたが、隣接の地主さん等との交渉は行っていらっしゃるのかどうかをちょっとお聞かせください。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 現在の稲村公民館の前の敷地でありますけれども、関係する地主さんは旧知でありますけれども、2つの筆といいますか、2人の地主さんに交渉しなければならないだろうというふうに考えております。

ただ、現在その方に買収等々、借地等も含めてどうだという話になれば、そこまでの交渉はしてございません。ただ、1人の地主の方については前回駐車場の用地の話がありましたので、将来的に駐車場に使うときには協力していただけますかという話はしておりまして、その方は協力できますという話がありましたけれども、買収等々の話についてはあと一方の方には全く話してございませんので、今後の状況につなげていきたいと思っております。

○議長（植木弘行君） 17番、中村芳隆君。

○17番（中村芳隆君） 私も6月の議会の中で、総務常任教育委員会で西那須野公民館を視察に行っていました。

総敷地面積 2 万 5,700㎡、多目的広場や遊歩道がありまして、多種多様な樹木が植えられ四季折々自然を楽しむことができる、すばらしい環境整備の中の西那須野公民館をうらやましく思っ
てまいりました。

そのときこのようなパンフレットをいただきまして、最新の設備を誇ると、まさに昨年できたばかりでありますから、多目的ホールあり講座室あり会議室あり、会議室も 4 つぐらいありまして本当に地域住民が利用しやすいような施設でうらやましく感じておりました。

そういったものを考えますと、やはりこれから新築されるものは狭い敷地より大き目の敷地の確保が必要ではないかと思っております。現在の公民館の敷地では狭いのではないかと思います、部長、どう思いますか。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 現在の稲村の敷地は 2,100 ぐらいだったと思っておりますけれども、建てかえということになれば、よその公民館等も参考にした中では、少なくとも 5,000㎡は必要だろうというふうに考えております。

○議長（植木弘行君） 17 番、中村芳隆君。

○17 番（中村芳隆君） 他の公民館等も見てまいりましたが、運動場なども公民館の近所に併用されたものもありまして、地域の皆さん方がスポーツを通して利用されているということも考えます。

そういったものも考えますと、そういう施設をつくってくれるかどうかわかりませんが、将来のことを考えますと、やはり余裕のある土地の敷地が大事かと考えます。現在、公民館から南 100m のほうに国有地といたしまして 2 万 3,000㎡の土地が空き地となっておりますが、当局は承知しておりますか。お聞かせください。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 現在の公民館から南のほうに 100m 弱ですけれども、これは承知はしております。というのは、国有地でありますので、以前国有地の競売といたしますか、そういう話を聞いて場所も現地も承知はしております。

○議長（植木弘行君） 17 番、中村芳隆君。

○17 番（中村芳隆君） 先ほど来から言われますように、将来のことを考えますと、その国有地も建設用地の一つとして考えることはできませんか。お聞かせいただきたいと思います。

○議長（植木弘行君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 今後、先ほど答弁したとおり後期計画の中で建築ということになれば、まずもって用地の確保が第一だと思っておりますので、当然、現在地ということで地元の皆さんから要望書等もいただいておりますので、考え方としては現在地が地元としていいのかなというふうに思います。

ただ、今話ありましたように、西那須野地区でいえば、各公民館がグラウンド敷地を持っているという現況であります。たまたま黒磯地区では鍋掛公民館が鍋掛中学校の跡地だったものですからグラウンドを一つ持っている、こういう状況であります。理想としては、やはり公民館活動には当然スポーツも必要であるというふうに考えますので、できればグラウンドもあればそれは理想であるというふうに考えます。

そういうことからいって、こういう敷地も今後十分参考にさせていただいて、もちろん地元の賛成あるいは賛同をいただかなければ当然そういう検討もできませんけれども、その辺も含めて検討させていただければと思っております。

○議長（植木弘行君） 17 番、中村芳隆君。

○17 番（中村芳隆君） 本当に前向きな答弁をいただきましてありがとうございます。

あくまで現在地、または大きな面積の国有地、どちらを選択するにも地域住民の皆さんと相談をしていただきたいと思います。まず土地の確保が第1かと考えております。相手があることなので、早急に手を打っていただきたいと思いますし、後期計画の中でといいますと24年度になりますね。今20年ですから、これから4年間時間があります。その中で土地の手当て、建物の設計などはどうか前倒しをしていただきまして、24年度には建設に着工できるようご配慮していただきますよう強く要望いたしまして、私の質問を終わりといたします。

○議長（植木弘行君） 以上で、17番、中村芳隆君の市政一般質問は終了いたしました。

◇ 山本はるひ君

○議長（植木弘行君） 次に、21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） それでは、本日最後の市政一般質問になりましたが、通告に従いまして質問をいたします。

まず最初の質問事項になります。

1、行政連絡員による行政情報の周知について。
市政の健全な運営のため、市は市民に行政情報の周知を能率的に行い、また、市民の意向の掌握に努める必要があります。そのために、行政区を単位として那須塩原市行政連絡員を委嘱しています。この制度のもとで行政情報が市民に速やかに、かつ能率的に伝わっているのか、改めて確認いたします。

①行政連絡員は自治会組織の推薦により市長が委嘱しています。現在は市内すべての自治会長が行政連絡員に委嘱されておりますが、自治会長と行政連絡員は全く別個の役割を持っていると思

います。それについて問題はないのかどうか、お伺いいたします。

②行政連絡員は、非常勤の特別職として報酬や費用弁償を得ています。委嘱が行政区の単位であるために、受け持つ世帯の数に大きな差が生じています。これで、公正を旨とし、責任ある事務を行い、市民の不信を受けることなく行政情報を周知することができるのかどうか伺います。

自治会への加入・未加入にかかわらず、例えば200世帯を目安に行政連絡員1人を置いたほうが速やかな行政情報の周知ができるのではないかと思います。こういう決め方のほうがよろしいのではないかとということでお伺いいたします。

③このたび自治会組織の推薦により、ごみ減量推進員が委嘱されました。行政連絡員同様に受け持つ世帯数に大きな差があります。これで問題はないのかどうか、お伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君の質問に対し答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） 大きな1番で3点ほどご質問をいただいておりますが、私のほうからは①と②につきましてご答弁させていただきたいと思

います。
まず①ですけれども、行政連絡員は、那須塩原市行政連絡員設置規則にもありますように、自治組織から推薦を受け市長が委嘱をしている非常勤特別職の公務員で、その職務は市の情報の伝達などです。一方、自治会長は区域内の住民が構成する自治組織の代表者であります。現在、すべての行政区において自治会長が行政連絡員を兼務している状況にありますが、それぞれの立場に応じてその職務を果たしているものと思っております。

次に、②ですけれども、行政連絡員が受け持つ

範囲は、推薦を受けた行政区域内の自治会加入世帯であります。既存の自治会の組織を活用して文書等の配布や行政情報を周知するなど、それぞれの行政連絡員が工夫し、責任を持って役割を果たしているものと理解しています。したがって、受け持つ世帯数による影響はないものと考えております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） 私のほうからは、
③のごみ減量推進員に関してお答えをいたします。

各自治会長のご理解を得まして、9月1日現在で市内214自治会のうち211の自治会から推薦があり、残り3自治会につきましても早急に推薦いただけるようお願いをしているところであります。

なお、推薦に当たりまして世帯数の多い、すなわちごみステーションの多い自治会長から増員の要望が出されております。平成20年度は、1自治会1名ということでご理解をいただきご推薦をいただきましたが、早い時期に基準をつくりまして、平成21年度当初から増員をしまいたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） それでは、再質問をいたします。

まず確認なんですけれども、自治会長と行政連絡員は、先ほどの説明によりますと、あるいは今までの一般質問の中での答弁によりますと、役割は違うと。それで、自治会長に関しては行政とは関係なく組織して活動している。であるから、市は自治会については関与しないというふうに言われておりますが、その辺の理解は今もそれよろしいですか。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） 繰り返すようすけれども、市長が委嘱している行政連絡員は非常勤の特別職の公務員として市の情報の伝達を行っていただくと、こういうことではっきりしています。自治会長につきましては、これも繰り返しになりますが、地域の住民の方々の意思によって構成するそれぞれの自治組織の代表者であると、こういうことでそれぞれ同一人になっているわけですが、それぞれの立場によって職務は異なると、こういうふうに理解をしております。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） ありがとうございます。

今、市内214人の自治会長、あるいは行政連絡員がいるわけですが、その214人の方たちにつきまして、今まで、那須塩原市が始まってからということはいいんですけれども、混乱あるいは同じ方が2つの職務を別々に担っていることによる何か問題は起きていませんか。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） 自治会長と行政連絡員ということ言えば、職務上は特別混乱はないと思います。ただ、紛らわしいとかいうようなお話は聞きますけれども、職務を遂行する上でこれで支障があるということは特別ないと、このように思っております。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） それではお尋ねいたします。

行政連絡員の設置規則によれば、行政連絡員の仕事というのは市民に対する行政情報の周知を能率的に徹底させるというふうに、きちっと最初の目的で書いてございます。今まで何度もこの件に関していろいろな形で質問してまいりましたが、そのたびに行政連絡員が受け持つ市民は、自治会に入っている世帯の市民だということふうにお答えに

なっております。それは今も変わらないですか。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） それにつきましても、
何度もお答えしているとおり変わりません。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） ありがとうございます。

そういたしますと、行政連絡員の規則に書いてある「市民に対する行政情報の周知」という、この「市民」という言葉の意味するところは、つまり自治会に入っている世帯の方だというふうになります。それでよろしいですか。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） それはそうではありません。市民はすべての市民を指します。

ただし、先ほど来申し上げておりますように、行政連絡員そのものが自治会からの推薦を受けてその職務を行うという実態上、先ほど配布の問題も申し上げましたが、それぞれの自治会の中に実態としては班組織があって、それらの中で組織を活用していろいろな行政情報を周知をさせていただいている、配布をさせていただいている。こういう状況を踏まえると、それ以外の、それぞれの行政区の中で未加入の方にまで実態上としてそういった文書の配布等々をお願いするというのは現実的にも難しいというか、不可能なことでもありますので、規則上はそういう書き方にはなっておりますけれども、運用上、ただいま申し上げておりますように自治会そのものが範囲ということです。

それに、未加入の方につきましては、これまでも何回もご答弁申し上げておりますように、それぞれお手数でも公共施設等に広報等々の文書が備えつけてありますので、そちらで受け取ってくださいと、こういうお願いやら、中には自治会には入っていないんですけれども、未加入者でいわゆるグループをつくって、十数戸から20戸ぐらいで

すけれども、その文書をまとめて、当番になっているんだと思いますけれども、持ち帰って配布をしているという実態もありますので、そういうことで対応しているということでご理解いただければと思います。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 理解ができないので、もう一度お尋ねいたします。

行政連絡員設置規則によるその「市民」は、先ほど部長がおっしゃったように、自治会に入っている世帯の市民ではないということですが、行政連絡員が責任を持つ市民は自治会に入っている世帯の市民だというのは矛盾にはならないでしょうか。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） 先ほど来申し上げておりますように、実態上としてそれぞれ行政連絡員さんが自治組織の中から推薦される。イコール自治会長ということですが、それはそれぞれの自治会の中で、生活、地域生活、社会生活の基本単位ですから、いろんな自治組織の中でいろんな役職をそれぞれの人が担っている。

そういう中で行政連絡員という役職も、地域によっては回り番のところも半数ぐらいありますし、地域によってはそれぞれ異なると思いますけれども、そういう中から選ばれてくるということで、そういう経過からして、その人たちが、行政連絡員さんが受け持つ範囲は、そういう状況からしても、その自治組織を超えてということは実態上難しいと、そういうことなので、そこから外れるといたしますか、未加入者については先ほど申しあげましたような対応でやっていかざるを得ないというのが現実であると、こういうことで、運用上そういう理解の仕方までこれまで行政連絡員さんにもお願いをしてきたと、こういう内容であります。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 角度を変えます。

行政連絡員は非常勤の特別職ということで、多分私たちと余り変わらない立場にいるんだと思います。ということは、市の税金を使って報酬なり費用弁償を必要ときには渡しているという立場だと思います。

そういたしますと、自治会に入っている世帯は75%ぐらいだったと思うんですが、それだけの方はやっぱり少ないとは思うんですね。それだけの方しか入っていない自治会の組織に対して、その行政連絡員を委嘱するように頼むということ自体、何か矛盾を感じます。

そうではなくて、行政連絡員は、先ほど申したように非常勤の特別職で報酬を得ているということであれば、本来ならば市役所の職員がすべきこと、つまり情報を提供したり教えたりすることなんだけれども、それができないので一部委嘱してやっていただいているということだと思いますので、そこのところ、たまたま全部の自治会長さん214人が行政連絡員さんに委嘱されたのか、あるいはそのように市のほうで指導なりして、それがいいと言ってやっていただいているのか。その点に対してお答えをお願いいたします。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） 何点かありましたのでちょっと前後するかもしれませんが、イコールになっているというのは、こちらからイコールでなければとかいう要請をしたわけではありません。ただ、先ほど来申し上げておりますように、自治会の中で効率的に行政連絡員の業務を行うには同じ人のほうが、多分それぞれの行政連絡員さん、イコール自治会ですけれども、周知等々も効率的に行えるしというような状況があるんだと思います。そういう中で、現在は214すべ

てのところ自治会長イコール行政連絡員という形になってきていると思います。

それから、こういったものの行政情報を届けるやり方ですけれども、これは全国の市町村の中ではすべてのところに郵送で送っている自治体もありますし、配達業者といいますか、そういうところを使っているところもありますし、いろいろあると思います。

ただ、大多数が私どもの那須塩原市と同じような、自治会組織と連携をして広報等の行政情報を届けているというのが大多数です。そういう中で那須塩原市としても、これまでもお話ししてきましたけれども、経過をたどりながら現在の方法に19年度からなっていると、こういうことです。

それから、現在の加入率約72%なんですけれども、それが少ないというお話なんですけれども、栃木県内で見ても、うんと高いところもありますけれども、低いところは60数%とかいうところもありますし、決してそんな低い数字ではないと思います。

私どもとしては、もちろんこういう行政文書等を周知していただくというのも大きなことですが、行政としても。ただ、それ以外にも行政の中での例えば福祉関係の活動とか募金とか、それから道路の愛護活動とか選挙とか統計等、そういった人為的な協力、こういったものも自治会組織を通していろいろ協力をしていただいているとか、連携をしてやっているわけでありまして、そういう意味では行政としても自治会というのは大切な組織であると。そこに72%の市民が参加をしているということでもありますので、こういった行政情報の周知をその組織でやってくれると、いいですか、こういう状況を考えれば、行政としてもこれを第一義に考えていくというのが、私としては現時点では当然な考え方ではないかと思っ

ております。

これで課題がないとは申しません。ですから、そういう中で課題は課題として、先ほど来申し上げますけれども、そういう方法でやる。できれば今後改善点があるのであれば、そういうところは改善をしていくということで対応せざるを得ないという、それが実態だということでもあります。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 私は、自治会というのがいけないとか言っているわけではございませんし、自治会の会長は会長として大変仕事があると思うんですね。ですけれども、先ほど72%の自治会加入率だということは、28%の方が自治会に入っていないということになると思います。

そういたしますと、先ほど部長がおっしゃいましたように、市の情報を伝達するだけではなくて、まさに区域や住民の福祉に関することも行政連絡員さんに課されている仕事というふうに書いてございます。そうすると、そういう観点からいきますと、その28%の方たちにそういう福祉の情報だけではなくて、いろいろな施策に関しても行き届かないというようなことが起きているのではないかとこのように考えます。

その辺のところ、ほかの市町村がどうであれ、実際に那須塩原市が72%の加入率で、その加入している世帯の方だけが市民ではないはずなのに、その人たちだけに知らせる責務を持つのが行政連絡員だというのは、やはり納得のできないところで、28%の方たちに対してご自分で情報は取りにいけないというふうなことをおっしゃいましたけれども、福祉に関する事などはどういうものが来ているかもわからないと思うんですね。それはどのように補完するんでしょうか。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） それぞれ個人に関する

権利や義務に関するものは、それぞれ通知等でお届けをする、直接個人に行くというのはそれはそのとおりでやるわけですがけれども、それ以外に広報等でお知らせするもの、行事とかそういった活動、イベント等のものもそうですけれども、お知らせというのも相当あります。ただ、そういうものについても、先ほど来申し上げますような対応なり、もし公共施設まで取りにいけない方は申し出てくれれば郵送も、これは有料ですがけれどもやるという方策もとっています。

そういうことで、それ以上の方策をとるということになれば、今の自治会を通しての配布方法を全面的に見直さないとそれは解決できないということになるかと思えます。

今の行政連絡員さんが自治会組織から推薦されてくる中で委嘱していく中で、それ以外の方たちまで全部配布をしろというのは、先ほど来申し上げます状況からして、これは大変難しいというか、自治会そのものもそれは大きな反発も当然あるでしょうし、それをお願いできるような実態にはないと、私ども今は思っています。

そういう中で、できるだけ未加入の方については、その情報を得られるような努力をしていると、こういうのが現実だと思いますし、それでご理解をいただくしか現時点では方法がないのかなと、こんなふうに思っています。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 現在、那須塩原市の人口が11万6,000幾つということで、世帯でいくと4万を超えていると思います。72%の世帯の加入率からいきますと、つまり1万世帯ぐらいがこの行政連絡員による情報を届けるということから抜けているという実態が見えてきます。それでいいのでしょうか。

今、市の情報というのは、特に合併してから非

常に人口がふえまして世帯もふえていますし、ひとり世帯の方もいらっしゃいますし、もっと問題なのは、高齢者の方で金銭的なことがあって自治会に入れられない方もいらっしゃいます。それから、アパートの方などもいろんなことから入らないという。でも、その人たちも、その1万世帯の中に入っている市民の方たちも、実際那須塩原市に住んでいる住民、つまり市民です。

断定はできませんけれども、やはり今、いろんな意味で情報がとてもよく届く、つまり自分でとろうとしている方となかなか届かないという、その格差もございますし、また、届かない方たちにきちっと届いてくれないと問題が起きることも多いと思います。防犯のことでそうすし、この後に書いてありますごみにつきましても周知ができないということになります。

とするならば、やはりこの72%以外の28%の方たちにもきちっと届くような形で、行政連絡員という名前でなくてもいいんですけれども、やはりそういう施策をとっていかなければ、市でどんなにいいことをやっても伝わらないということになると思いますが、その点についてはいかがですか。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） 考え方としては、今山本議員が言われているようなことができれば最善だとは思いますが、先ほど来申し上げておりますように、すべての方に届けるということになれば、その方法は新聞折り込みでも漏れるところは当然漏れますし、個人的にすべて郵送するなりというような方策に切りかえる、こういうこと以外にないと思うんですね。

そうなりますと、そういった経費との兼ね合いから、果たしてそれが合理性があるかどうかというところも十分考えなくてははいけません。

そういう中で、自治会加入をしていない方に何の方策もとっていないということであれば、それはそうだと思いますけれども、先ほど来申し上げておりますような方策もとっていると、こういうことで、これで完全にいいとは思っておりませんですけれども、現時点でとれる方策としては最善といえますか、そういう考えでいます。

以上です。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 行政連絡員が受け持っている世帯は、多いところは1,000以上あると、少ないところは5とか8とかそういうところもございます。小さいところについては少し除いてお話しするんですけども、大きなところ、200とか1,000とかいろいろあるんですが、そういうところで72%入っていないということであるならば、入っていない家というのはわかるわけですね。

前に質問したときには、入っていない人はアパートにいる方とか別荘として使っている方だというふうにお答えになりましたが、決してそうではないという事実を私はつかんでおります。電気がついて隣の家は人がいる。だけどその人は自治会に入っていないからと、わざわざ抜かして配っていくという実態が実際にあります。

とするならば、この後に私が提案したように、別に行政区をなくすとかそういうことではなくて、世帯ごとによって行政連絡員さんを、例えば、行政区1,000人のところだったら5つに分けて、5人の方に頼んで、自治会長と行政連絡員は違うので、とりあえず住んでいると思われる方の家には回してくださいとか、そういうことをすることは可能だと思うんですね。

その辺のことを私は考えて、200世帯に1人ぐらいを委嘱したほうが、より多くの方により早くより正確にいろんなものを周知して、能率的で、

それこそ市民の福祉に寄与するものだと考えるんです。それについてはどのように考えますか。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） ご提案の仮に200世帯ぐらいというお話ですけれども、一つには、単に各戸に行政情報を届けると、広報を配る際にそういった印刷物を届けるというだけであれば、あえて行政連絡員というものを改めてつくらなくても、お金との関係もありますけれども、それぞれに郵送でも配達でも、逆に言えば同じかなと。

ただ、協力をしていただけるということであれば、それはそれで話としては成り立ちますけれども、その新しい行政連絡員といいますか、200世帯に別な組織をつくったときに、その中で行政連絡員となってくれる方は、選任はだれがどうやっで行うのかわかりませんですけれども、それぞれ200世帯にそれなりに理論上は線引きはできますけれども、その中でだれがどう段取りをつけて新たな行政連絡員という人を選ぶのか、それをまた継続させていくのかということになると、多分今の自治会と同じような組織をつくらないとだめなんだと思うんですよね。そうすると、地域にとっても二重の組織ができるということになれば、そこにまた不合理が生じるのではないかと、私は直感的にそんなふうに思います。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） そういう面倒くさいことを言っているのではなくて、ですから、先ほど言ったように小さなところとか……

〔発言する人あり〕

○21番（山本はるひ君） ごめんなさい、そういう全く別な組織をつくるということではなくて単純に、ですから先ほど言ったように小さなところとか、非常に隣が離れているところは別として、住宅が密集しているとかそういうところについて

は、つまり1,000世帯あるところでしたら200ずつ分けるというようことで、つまり今の自治会を無視するのではなくて、同じ自治会の中でそういうことができるのではないかと。

先ほど生活環境部長が、同じようなごみ減量推進員については、何か来年度から複数にすることを考えているというようなことをおっしゃいましたので、後でもう少し詳しくお聞きするんですけれども、それと同じような形で考えればそんなに面倒ではないと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） 大分時間をかけてお話しをさせていただいているんですけれども、自治会組織がこういった広報等を配布してくれているというのは、長い歴史があって今日まで行政との信頼関係で連綿と協力をいただいているというか、連携してやっていると思うんですね。

そういう中で、やはりそういう状況を踏まえますと、今現在、自治会の中でそういったものはもうやらないよと、こういうお話であれば他のことも考えられますけれども、現在72%が多いか少ないかはいずれにいたしましても、それだけの人たちが地域の中で、例えば1,000世帯の中でしたらば大体班は平均すると10戸ぐらいでなっているんですよね。そういう組織もきちんと活用しながらやってくれているという実態を踏まえれば、それを第一義的に考える、それを大切にしていくというのが私どもとしては一番ベストな状況であると思っていますので、さらにそこに別な仕組みを現在考えるというのは、さらに混乱を招くもとだと思いますので、現時点ではせっかくのご提案ですけれども考えることはできないというか、考えるつもりもありません。

○議長（植木弘行君） 質問の途中ですが、ここで

10分間休憩いたします。

休憩 午後 4時02分

再開 午後 4時12分

○議長（植木弘行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） この質問に関してはもうできないというふうにはっきりおっしゃっていただきましたので、少しお金のことについてだけ、あとお尋ねいたします。

19年度の決算書によりますと、黒磯地区146人の行政連絡員さんに対して2,006万9,375円、西那須野地区28人に対して1,135万2,750円、塩原地区に関しましては60人に対して401万9,250円、合計214人に対して3,544万1,375円が支払われております。これが行政連絡員に対する報酬ということです。

実際のところ、先ほど班長さんだとかおっしゃいましたけれども、行政連絡員に委嘱されているのはその214人だけだと思います。市のお金が支払われているのはその214人の行政連絡員さんに支払われています。その行政連絡員は、部長の言葉でいえば自治会に加入している世帯にのみ責任を持つと。それはもう変わらないということで、それは納得はしませんけれども理解しました。

そういたしますと、例えば1,000世帯を持っている行政連絡員さんは、その1,000世帯に対して直接責任を持つということでもよろしいと思うんですね。ですけれども、実際は1,000世帯のところはその1人の行政連絡員さんが回覧版を回すわけではないでしょうし、先ほど寄附金がということもございましたが——寄附じゃない、赤い羽根の

募金などをお1人で1,000世帯回ってよろしくお願ひしますというわけではないと思います。

であるにもかかわらず、このお金は1人の人に行っているということに関しては、それによろしいということでしょうか。

○議長（植木弘行君） 企画部長。

○企画部長（高藤昭夫君） 報酬等の問題ですけれども、当然のことながら行政連絡員の報酬としてお支払いをするのでありますから、そのとおりです。

ただ、先ほど来申し上げておりますように、それぞれの自治会で推薦をして、その人に行政連絡員をお願いしようと。たまたまといいますか、今は自治会長とイコールになってはいますけれども、そういうシステムでありますので、その自治会の中では、それを構成している自治会員の方は皆さんそれを承知の上でというか、合意の上でそういうことになっていると思いますので、それ自体は私どものほうでは別段問題はないと、このように考えています。

そういう自治会の中で班をつくり、多いところは西那須野の1,000世帯ある班の中では、多分100からの班があるんだと思いますけれども、そうしますと100の班にそれぞれに文書を配布する、そのブロックの班の班長さんみたいな人がいてやっているということ、自治会それぞれ工夫をして、そういったものをやろうと、こういう合意の中でやられていると、このように思っておるというか、それが実態でありますので、先ほどから申し上げておりますように、それは自治会内部での合意の中でやられているものであると、別段問題はないと考えております。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 現状の認識が違うところだと思いますのでそれは仕方がございませんが、

実際、那須塩原の広報が1週間たっても届かないということがあるというふうに、私のところには1人とか2人ではなく言われております。どうか、行政連絡員はお金をもらって、つまりこの三千何百万というお金を、市の大切な税金を使っている仕事を任せているということであるのならば、班長がどうのこうのではなくて、1,000世帯に1人なら1,000世帯に1人、200世帯に1人なら200世帯に1人という、その行政連絡員さんに対して、きちっと市は速やかに正確に届くように指導をしていただきたいというふうに思います。

3番目にいきます。

先ほど、ごみ減量推進員の委嘱については、今年度は214の自治会組織に推薦をお願いして、決まって委嘱をしたところだというふうに答弁がございましたが、来年度については何か人数をふやしてほしいということなので、21年度からはふやす方向だというふうにお答えをいただきました。その辺につきまして、もう少し詳しくお尋ねしたいのと、それから、ごみ減量推進員に推薦された方が、まさかまた自治会長の兼務はないと思うんですが、その辺どんな方が選ばれたのか、わかる範囲で結構ですでお答えいただきたいと思ます。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） 2点のご質問がありましたので、順次お答えをさせていただきます。

推進員の21年度からの増員につきまして、まずお答えいたしますけれども、先ほど申し上げましたように、ステーションが自治会によっては100カ所程度あるところとか、1カ所ぐらいしかないところとか、これはごみ減量推進員さんは地域を回って歩くという実動をするわけですので、100カ所を回って歩いたりすると1カ所、2カ所を回って歩くのでは、やはり負担が余りにも違い過

ぎないかと。指導・助言が薄くなってしまいうよという前向きなご提案がありまして、実際には21年度からそういう具体的な活動が始まるわけですので、21年度には定数が250人というふうに、当初から規則でしておきましたので、その分余裕がありますので、それをふやしていきたいということでございます。

基準につきましては現在検討中と。ふやす基準ですね、現在検討中で、今申し上げることはちょっとできません。

それから、自治会長との兼務関係ですけれども、この制度が年度の途中からできたということがございまして、地域の役員の分担等を話し合うときに大体年度の2月とか、もうちょっと早くいろいろ決めるというのが通常だというふうに聞いております。年度途中にお願いしたので、いろいろな役員をお願いして歩くのに自治会長さん等がなかなか難しいということで、自治会長さんが、当年度は私がやりますというところもありました。それは半分より少ない2分の1以下の数字で、あとは、やはり我々の当初予定したごみ減量等に理解があつて社会的信望のある人という条件がありますので、その線にのっとって推薦をいただいたということで、年度途中から始まった割には大変ご協力をいただいたということで、感謝をしているところであります。

以上です。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） その点についてはわかりました。

先ほど来の行政連絡員さんは、ただでさえ大変な自治会長さんが兼ねていらっしゃるということで、その方たちがまたごみの関係の委員さんをとしは兼ねなければいけないところもあると、半分以下ではあるけれどということですよ。

そうしますと、21年度からにつきましては、市のほうではできればそういうお忙しくていらっしゃる方ではなくて、そうではない方を自治会の中から推薦してごみ減量推進員にというようなことは、お願いをするような考えはあるんですか。

○議長（植木弘行君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） お答えいたします。

特段、自治会長さんがなって悪いということはありませんので、ごみの減量に理解があって、社会的信望がある人ということが前提条件でありますけれども、こちらからご遠慮願いたいというようなことは言う必要もありませんし、熱心にやっていたら、今、ごみのステーションの調査をやっていたらしておりますけれども、自治会長さんみずから一生懸命やっていたら、そういう方は大変ふさわしいと私どもも思っておりますので、殊さら自治会長がなってはいけないということにはならないというふうに思っております。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） わかりました。

私も別にやってはいけないということだとは思っていませんが、このごみ減量推進員の制度は始まったばかりですので、また新しいごみのことについては来年の4月からということですので、実際のところはまだ今後というふうに考えております。

一つ、これは要望なんですけど、今、8月の末から始まっているごみの説明会ですね、市の説明会が始まっておりまして、それに出席いたしましたが、その中で地域の方がほとんど集まっていたら、その形だと思いますので、ごみの減量推進員さんがこの地区ではこの方だということ、皆さんにやはりわかっていただくことが大切だと思いますので、紹介を兼ねて皆さんに知らせていただければ

ありがたいと思います。

以上で1項目を終わります。

次に移ります。

2番目の質問事項です。新型インフルエンザへの対応策について。

新型インフルエンザについては、感染を最小限に食いとめるための何らかの対策が必要であると思います。市は、市民への情報提供を的確に行う責任があると思います。

①新型インフルエンザは災害のようなものと言われておりますが、現時点における市の具体的な対応策があるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（栗川 仁君） 21番、山本はるひ議員の市政一般質問の中での2の新型インフルエンザの対応策について、お答えをいたします。

新型インフルエンザ対策についてであります。既に報道がされていますように、鳥インフルエンザウイルスの変異によってヒトからヒトへ感染して起こる疾患が新型インフルエンザであり、世界的な大流行を起こす危険性があることは認識しております。一たび国内で発生すれば、重大な健康被害をもたらすおそれがあることから、国においては平成17年11月に新型インフルエンザ対策行動計画を策定いたしました。

県においても、知事を本部長とする対策本部を設置するとともに、対策行動計画が策定され、去る8月25日に初めて県内各市町担当者会議が開催されたところであります。これらをもとに、本市としての対策本部の設置や行動計画の策定、さらには具体的な対応策を協議し、対応マニュアルの作成に向けて準備を進めているところであります。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） わかりました。

ということは、つまりまだ市では具体的なシミュレーションなど、あるいはマニュアルとかそういう対応策をとっているわけではなく、これからだということでもよろしいわけですか。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 今、市長のほうから申しあげましたように、8月25日に県のほうで担当者を集めまして会議がございました。その中で県のほうのいろいろな行動計画等も示されておりますので、それらを踏まえまして、市のほうといたしましては今後計画等の策定を進めていくということになります。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） わかりました。

この新しい形のインフルエンザにつきましては、蔓延をすると影響がとても大きいということで、自治体と地域のお医者さんとの連携の必要性、あるいは市役所の仕事はどうなるのか、学校などの教育現場で混乱は起きないのか、その辺についてやはり住民に理解をしてもらうことの必要性、あるいは地域の組織との連携が必要だいうふうに言われております。

ということであれば、やはり情報の発信はしなければいけないと思います。具体的なシミュレーションやマニュアルはこれからとして、市のほうでは何らかの形でこの新型インフルエンザについて何か情報の提供は、今までにどんな簡単なことでもしているのでしょうか。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 市民の方に新型インフルエンザの情報提供をしたかということだと思います。今までのところ、特別そういった情報提供というのは行ってございません。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） それでは、そのことについて今後こういうことをつくっていくということだけでも、あるいはこういうことで注意しなさいということだけでも、近々広報などを使って周知をするという予定はございますか。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 近々するかということですが、近々はちょっと今すぐというわけには、予定はしておりません。

ただ、先ほど言いましたように、新型インフルエンザの対策の行動計画というものを、それぞれの市あるいは町で策定をしていくということがこれから必要になってきますので、それらを、今のところだと、平成21年度いっぱいまでに策定していきたいと思っております。

先ほど、山本議員のほうからおっしゃられましたように医師会等との協議というのもかなり出てきますので、その辺との協議も進めながらということになりますので、21年度いっぱいまでには行動計画のほうを策定していきたいと思っております。それらに合わせまして、市民の方々にも当然PR等もしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 最初の質問で申しましたように、この新型インフルエンザはやはり災害のようなものだというふうに考えたほうがいいんだと思います。そういうことからしますと、21年度中ということは、まだ1年半あるということで、その間に市内において発病する方が出ないとは言えないということで、ぜひ、1人でも発症する方が出たときのシミュレーションぐらいいは、すごく詳しいものではなくても、できれば20年度中に出していただいて、そして簡単なマニュアル化をしていただいて、学校なり、あるいは市民11万

6,000人の人たちに知らせるような努力をしていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 県のほうでも策定をしているものがございまして、県内では宇都宮市と大田原市が策定をしておりますので、おおむねの計画といいますか、似たような計画というのはある程度できるかと思いますが、ただ、いずれにしても実効性が伴わないとうまくないということになりますので、先ほど言いましたように医師会のほうとの調整というものを相当やらなくてはならないというのがありますので、どこまでできるかという問題はありますが。

ただ、市の場合には情報提供ですとか、あるいは防護服というんですか、そういったものの確保ですとか、あるいは災害時と同じような備蓄品を持たなくてはならないというのがあるんですが、国・県におきましてはインフルエンザのワクチンの備蓄というのがございまして、一時いろいろな意味で話題になりましたタミフルというものを国のほうでも相当備蓄をしておりますし、県のほうでも備蓄しております。

もう1点、新型インフルエンザが発症して感染してきたということになりますと、感染したと思って医療機関にかかっている人はそんなにいないわけですね。新型インフルエンザかどうかわからないでかかってくるということがありますので、そうなりますと、その辺の医療機関の問題、本来ですと、人と接触を避けなくてはならないという問題がありますし、あるいはその方が生活していたものの焼却ですとか、そういったものも出てくるということで、それらを含めまして若干時間をいただきたいと思います。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 今、県内では宇都宮市

と大田原市でそういうマニュアルのようなものがつくられているということでしたが、県や国が備蓄する薬を別に市が備蓄する必要はないし、何でもかんでもいつ起こるかかわからないものに対して備えを十分にすればいいというものではないと思います。

ですけれども、今おっしゃられたように、ヒトとヒトとの感染ということで、これが起きて気がつかないとやはり大変なことになりますので、ぜひ県の会議も終わったということですので、市のほうでもできるだけ早く、簡単なものでいいので20年度中にシミュレーションしていただいて、市民の方に知らせる努力をしていただきたいと思います。この項は終わります。

3番目に移ります。

3番目の質問です。児童扶養手当について。

児童扶養手当は母子家庭にだけ支給されております。医療費助成はひとり親家庭すべてが対象になっている現実を考えますと、児童扶養手当同様の手当を父子家庭にも支給すべきであると考えます。

①平成19年度の児童扶養手当の支給総額は4億1,996万円になっております。児童扶養手当受給資格のための状況確認はどのように行っておりますか。また、不正受給などの問題は起きていないのかどうか伺います。

②平成19年度の児童扶養手当の受給者は1,010人、ひとり親家庭医療費助成対象の母子家庭は1,117人、父子家庭は37人であるということ、関係課からお聞きいたしました。母子家庭のみに支給している児童扶養手当と同様の手当を父子家庭にも、市独自の施策として支給する考えはないか、そのことについて伺います。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 児童扶養手当関係につきましてお答えをいたします。

①番目の受給資格の状況確認についてでございますが、受給資格の確認といたしましては、相談や申請時に詳しく本人から聞き取りをし、状況により民生委員さんに調査をお願いしているところでございます。また、毎年8月の現況届けのときにも、同居している家族の状況、あるいは事実婚等について確認をしております。それでも家庭状況等についての通報が市民の方々からありますので、そのときは本人に連絡をしてその事実を確認したり、あるいは夜間訪問等の調査により不正受給の防止に努めているところでございます。

②の父子家庭にも市独自の施策として支給する考えはないかということでございますが、現在のところ父子家庭への手当の支給は考えてございません。父子家庭には、経済的というより子育てや家事支援の重要性が非常に高いという、これは国の調査結果なんです、ありますので、現在県が行っている母子家庭等日常生活支援事業というのがありますので、そちらのPR、あるいは市の家庭相談員や母子自立支援員が行っている相談業務の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） では、再質問いたします。

最初の手当を不正に受給していないかということなんですけれども、実際のところいろいろお聞きいたしますと、母子家庭であるということの確認というのは今はなかなか難しいということです。これは経済的に困っている方にのみ出しているものだと思いますので、母子家庭全員ではないと思うんですが、その辺の経済状況の本当に困っているということの確認、あるいは母子家庭であると

いう確認について、いろいろ市民の方からそうではないのにもらっているよというようなことをお聞きいたしますが、実際そのようなことはどれほど起きているのでしょうか。

○議長（植木弘行君） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（平山照夫君） 母子家庭だから即児童扶養手当がもらえるというものではございませんで、これは子どもさんの数にもよりますけれども、例えば子どもさんが1人の場合ですと、年収といたしまして230万円以上の所得があった場合には支給の対象にならないとか、2人の場合は268万とかありますので、すべてがなっているということではございません。

事実婚といいますか、そういった事例がどの程度あるかということでございますが、なかなかすべてを調査して把握するというのはちょっと難しいところがあるわけですが、平成17年度で見ますと、事実婚の関係でいきますと3件ほどございました。支給を停止したという、18年度には1件ございます。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 今お聞きするところでは、そんなに不正の支給はしていないんだということなんですけれども、この辺についてはなかなか状況の判断が、今民生委員さんにしていただいているということなんです、民生委員さんも個人情報の問題もございまして、なかなか立ち入ることが難しい部分だということを聞いておりますので、ぜひ必要な人に手当が渡らないというのはまずいことなんですけれども、必要もないのに手当を渡してしまうというようなことのないように、ぜひやっていただきたいと思います。

②番目のほうに入るんですけれども、なぜ父子家庭にも支給する考えはないかということなんです、これは国の施策ですので、母子家庭だけと

いうことに決まっています。国からお金が出ているんですが、先ほど部長の答弁の中で、父子家庭の場合は経済的な支援よりも家事支援が必要なんだという、国のほうの調べではそのようになっていると申しましたが、私もいろいろ調べてみますと、那須塩原市におきましては、やはり国のそのような実態とは少し違っておりまして、また、ここ経済の状況の中、社会の状況の中で、つまり普通にお勤めをされていて何らかの事情で父子家庭になってしまった家庭というのは、即入ってくる収入が減ってくるというリスクがございます。

それは、一つは、恵まれた職場でしたらそういうことはないかもしれませんが、母親がいなくなったことにより休日出勤ができない、残業がしにくい、あるいは子どもの学校の関係で休まなければならないというような事情になったときに、今は即やめてくださいというようなことが起きているということなんですね。先ほど、子どもが1人だと230万円だとおっしゃいましたが、私の聞いた何人かの方だと、本当にそこまでいかない方が男の方でもいらっしゃるというふうに、それも父子家庭になったためにちゃんとした仕事をやめざるを得なくて、派遣とか時給で働かなければならなくなる。

そういう実態からいきますと、国の基準は国の基準として、やはり余り数は多くないとは思いますが、ぜひ父子家庭も母子家庭もひとり親家庭ということでは変わりはないということですので、独自の那須塩原市の施策としてそういう支給をすることを今後考えていただきたいと思っております。これについては、市長はどのように考えていらっしゃるかお尋ねしたいと思います。

○議長（植木弘行君） 市長。

○市長（栗川 仁君） ひとり親家庭の質問でございまして、母子家庭は補助金が出て父子家庭には

できないという、状況としては先ほど部長のほうから話があったとおりでございます。

今の社会状況の中で、男女のそういう差があるのはおかしいなというふうに私自身も思っておりますけれども、国の施策ということで進められておるといってございまして。今後十分検討しながら、対応等々については協議をしていかなければならないかなと思っております。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 県内では国の中でも一番早く、鹿沼市が児童育成手当ということで父子家庭にもほとんど同じような形の手当を出しております。平成14年からそれを始めたということで訪ねてまいりましたけれども、もちろん予算措置は要るんですけども、特に問題なくというか、考え方としては国を超えたひとり親家庭の支援であり、これは少子化対策ということにも子育て支援ということで非常にいいものだと思っております。このことを、鹿沼市では言っておりました。

いろいろ財政的な裏づけがなければできないことなんですけれども、那須塩原市の場合はひとり親家庭が多分多いほうだと思います。ですので、ぜひそういう方たちもきちっとした生活が、つまり経済的に満たして、例えば1人で230万にいかないというような家庭については、ぜひ独自の施策で手当を渡せるような形をとっていただきたいというふうに要望して、この項は終わります。

次に、4番目に移ります。

収納率を向上させるための新たな納付方法についてです。

この質問に関しては、現状把握の不足がありましたということで、少し質問を省かなければいけないところがございますので、訂正した形で質問をいたします。

市は納税の公平性を保つため、滞納者から差し

押さえた財産をインターネットオークションシステムで公売することになりました。今後、市有財産の売却あるいは税金などの公金の取り扱いに関してもインターネットを利用した納付方法の検討も必要であると考えます。

そこで、①インターネットオークションによる差し押さえた財産の公売は始まったばかりなんですけれども、そのトラブルは起きていないかどうか、お伺いいたします。

②番目、収納率向上のかなめは納税者の利便性にかかっていると思います。その利便性からすると、納税の方法は多いほうがよいと思われれます。そこで、自宅からインターネットを通して税金が納められるペイジーなどを導入する考えはないかどうか、お伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（千本木武則君） 収納率向上のための新たな納付方法について、お答えを申し上げます。

初めに、①のインターネットオークションによるトラブルは起きてないかということでございますが、平成19年度以降に差し押さえた動産についてインターネットによるオークションを、ことし4月から3回ほど実施しています。

差し押さえに際しましては、事前に滞納者から了解を得て検索をしております。また、オークションにおいても支障を来すようなトラブルは起きておりません。インターネットオークションについては、滞納処分における有効な手段の一つとして、税負担の公正・公平を期する観点から、今後とも継続した取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、②の自宅から税金が納められるペイジーなどの導入についてであります。

ペイジーとは、利用者の利便性向上を図るため

自治体と金融機関を結ぶネットワーク「マルチペイメントネットワーク」を活用し、ペイジー対応型の金融機関のATM、パソコン、携帯電話から納付することができるサービスであります。納めやすい環境づくりを推進し、収納率向上に結びつくよう、費用対効果の問題も踏まえながら調査研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） まず①のオークションのことなんですけれども、実際3回オークションをしたということで、多分今もやっているんだと思うんですが、このオークションによってどれほどのお金が入ってきたのかどうか、お伺いいたします。

それから、出した物ですね、滞納した方から差し押さえた財産ですので、家具とかそういうものが出ていると思うんですが、食器とかが出ていると思うんですが、その辺どんなものを差し押さえているのか、少し中身を教えていただければと思います。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） まず、3回のオークションで、合計ですが配当金額としましては57万5,000円ほどになっています。公売点数、出した品物は全部で83点、結果、成約したのが72点ということです。72点で57万5,000何がしというものであります。

具体的にどんなものかということですが、まずは家具などでありまして、お店のテーブル、家具なんかも含めて家具類と言ったほうがいいと思います。あと、食器類なんかもありました。それから、古いお金などもありました。そういったものを計72点ということでありまして、72点といっても、5点1セットとかいうのもありますので、そ

れは1セットで1と考えています。

以上です。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） これにつきましては、具体的に言うと、ヤフーのインターネットオークションのところに出ておまして、私もここで全部見させていただきました。

それから、多分水処理センターで実物を見ることができるといふようになっておりましたが、ことし、まだ始めて3回ということではじめたばかりだと思ふんですけれども、今57万5,000円入ってきたということですが、これにかかる経費というのはどれほどなのでしょう。つまり、経費がたかさんかかってしまっただけでは、せっかくやっても余り意味がないというふうにも思いますので、一応どんなふうかお伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） 直接目に見える経費はヤフーに支払うお金でして、売上げの3%になります。それ以外は特別の経費はかかりませんが、しかし、それを準備するための人件費は何人かかかっていますので、それはそれで別途経費がかかるというふうに思っております。

以上、それだけです。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 滞納者から差し押さえをするということに関してはいろいろな手続を踏むので問題なく行っているのだと思いますが、今はまだ57万円ぐらいなんですけれども、今後こういう形で、滞納した人たちからの財産をもっと時間とか人を使って滞納した分をお金にかえていくというようなことは、もっともっとやっぺいこうというふうに思われているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） 先ほどもお話ししましたように、品物をお金にかえる有効な手段ということの認識を深めておりますので、これからはもっと勇気を持って不動産の差し押さえといったものに取り組んでいきたいというふうを考えております。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） ヤフーのインターネットのオークションの情報の中には、もう市役所関係、県の関係とか、そういう行政の関係のものが物すごい数ありまして、中には家とか車とかとんでもない金額で出ていたりしております。そういうものを見ておますと、多分今後ますますインターネットを使って差し押さえの財産を公売してお金にかえていくということは、多く進んでいくと思います。

このインターネットのオークションを使ってそうやって売っていくというシステムそのものについては、何か危惧するものはございますか。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） 先ほど、びっくりするようなトラブルは起こっていないというふうにお話し申し上げましたが、それはある意味想定内の話ということとして、具体的に何が起こっているかといいますと、全国から入札してきますので、その品物は本来は自分が取りに来るという前提のもとで始まっているんですが、結果、着払いで送るとかそういうことも起きてまいりますし、最高額を落札したんですけれども、実際にお金の払い込みがなくてだめになってしまう、そういう人に対するペナルティーとか、そういう点で我々が体験して解決して、円滑な運営をするための勉強というのはまだまだあると思っております。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） わかりました。

最初に余り問題はないということだったので、ほかのところを調べるといろいろあるので、本当はないのかなと思ってお尋ねしたところでございます。

まだ始めたばかりなので、これをやっている職員の方も初めての体験ということではいろいろなことがあると思いますが、100円で5枚のお皿というようなものだけではなくて、もっと高いものも売れていけば収益も上がってくると思いますので、必要であれば、こういうものをもっと使っていただきたいというふうに思います。

次に、同じようなインターネットを通しての話なんですけれども、税金というのは、とにかく納めやすいということ、納税環境をよくするということが歳入をふやす一番のかなめだと思っています。いつでも、どこでも支払える便利さというのがこのペイジーというシステムということが、いろいろ調べてわかりました。

先ほどの答弁では、今後費用対効果の問題を踏まえながら調査研究していくということなんです。費用対効果ということからいきますと、実際にやっている、この近辺でも群馬県とか埼玉県、千葉県などの市にお聞きしますと、お金がかからなくて、やはり収納率が上がっているという実態がございますので、納付環境をよくするという意味ではたかさんの方法で払えるということが一番のかなめですので、早くこれを調べていただいて、こういう方法もとっていただきたいと思います。思うんですが、具体的に、例えば来年からやりたいというふうなことはあるんでしょうか。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） まだペイジーに関しては、いつからやるというところまで勉強は進んでいません。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） ぜひ収納率向上ということから、払うほうの立場から、どういうふうにしたらたくさん払いやすいかというようなことを考えていただきまして、全国たくさん例がございますので、そういうところの例も調べていただきまして、先ほどのオークションもそうなんですけれども、インターネットを使って当たり前のような今の状況になっておりますので、研究していただいて、早く使えるようにしていただきたいと思っています。

次に、5番目の質問に移ります。

各種団体等への補助金のあり方について。

来年度以降、市では単独補助金のあり方について見直しをすることを表明していますが、どのような方法で見直しをしていくのかについて伺いたします。

①市単独補助金の見直しにおける基本方針、補助金が対象となる団体等の決定方法、また、平成21年度予算にどのように反映されるのかについて説明をお願いいたします。

②職員互助会は地方公務員法に基づく職員の福利厚生事業の一部を市にかかわって実施しています。そのために市から補助金が出ております。その使い道は福利厚生事業に限るとなっていますが、本当に補助金が必要だと市民に説明ができるのかどうか、伺います。

③福利厚生事業の内容は、人間ドックなど健康診断への助成、リフレッシュ旅行、通信教育、芸術鑑賞、スポーツ観戦、団体旅行への助成とあります。この福利厚生事業について市は互助会に補助金を出すのではなく、直接必要とする本人に補助をすべきではないかと思いますが、その点について伺いたします。

—————◇—————

◎会議時間の延長

○議長（植木弘行君）　　ここでお諮りいたします。

那須塩原市議会会議規則第9条の規定によって、会議時間は午前10時から午後5時までとなっておりますが、本日議事が全部終了するまで会議時間を延長したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（植木弘行君）　　異議なしと認めます。

よって、本日の議事が全部終了するまで会議時間を延長いたします。



○議長（植木弘行君）　　答弁を求めます。

総務部長。

○総務部長（千本木武則君）　　それでは、各種団体の補助金のあり方について答弁をいたします。

市単独補助金は、本年度予算に200件、11億円余りを計上しておりますが、統一した交付基準や評価、審査の仕組みがないことから、補助金に対する公平性や透明性が求められています。このため、今年度は行政評価の視点から補助金のあり方を検証することとし、その上で市単独補助金の交付基準や審査方法等の仕組みづくりを行ってまいります。

続きまして、互助会への補助金に関する答弁です。

民間企業で働く労働者の福利厚生につきましては、労働安全衛生法第69条及び第70条の規定により事業主の責任として健康の保持・増進のために必要な措置を講ずるよう定められております。地方公務員も同様に、地方公務員法第42条で職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施すべきことを定めて

おります。

本市の場合、那須塩原市職員互助会条例を制定し、これに基づき福利厚生事業の一部について職員互助会が事業を実施しておりますので、市ではそれらの必要経費を補助金として負担をしております。このことから、市がその経費を補助金として支出することについては適正支出であり、市民の理解を得られるものと考えております。

③番、福利厚生事業について互助会に補助するのではなく直接職員に補助すべきではないかというご質問にお答えいたします。

福利厚生事業に対する具体的な助成につきましては、市と職員互助会の両方で負担をする形をとっております。それぞれの単独の助成では少額となってしまいますが、助成金とあわせて支出することで福利厚生事業の効果を上げるための対応があります。

福利厚生事業に対する助成金は、市が直接職員に補助することも可能ではありますが、この場合に職員は個々の補助金について市に補助金の請求をし、あわせて職員互助会にも助成金の請求をすることになります。職員互助会が一括して処理することに比べ、補助金等の請求の手間や事務処理の手間が2倍になることから、市としては事務処理の重複を避けるため職員互助会が一括して処理するものとしているところであります。

以上です。

○議長（植木弘行君）　　21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君）　　①番の市単独補助金の見直しについては、ことしやっているということはまだ決まっていないということなのかなと思いますので、21年度の予算には反映されないというふうか、基準そのものがまだ決まっていないというふうに理解してよろしいわけですか。

○議長（植木弘行君）　　総務部長。

○総務部長（千本木武則君） そのとおりです。現在、市単独補助金のすべてについて一覧表にして洗い出しが終わったというところです。この後、一つ一つの補助金、全部というわけにはいきませんが、代表的な補助金について事務事業評価書というものを現在各所管の担当につくっていただいています。今度はそれをたたき台に、さらに検討を加えていくということになります。

以上です。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） わかりました。

市単独補助金11億円ということで、前も10億円ぐらいだったので大変多い金額でございますので、ぜひ精査をしていただいて、必要なところに必要なものを出すというようなことにしていただきたいと思います。

それから、職員互助会についてなんです、これはなぜ個人に出せと言ったかという、18年度の決算しか出ていないのでそちらを見ますと、市の補助金が1,105万4,000円、支出のほうの福利厚生事業が1,391万8,300円というふうになっております。それで、地方公務員法第42条とおっしゃったと思いますが、それに基づく職員の福利厚生事業を実施するためということであるならば、この福利厚生事業に関してはすべて市が出す、つまり市のお金で出すべきではないかというふうに考える。それで、なぜここにこのような差が出ているのかについて説明をお願いいたします。

○議長（植木弘行君） 総務部長。

○総務部長（千本木武則君） 今、山本議員が出した数字が具体的にどこに当てはまるのかよくわからない部分があるんですが、福利厚生事業の18年度の互助会の決算額ですが、1,391万8,300円という数字であります。福利厚生事業です。

その福利厚生事業中、職員負担分と市負担分

福利厚生事業については、48.1%対51.9%というふうな数字になっております。現況、18年度決算でいえば、私どもの手元にあるものはそういう数字で分析されております。

○議長（植木弘行君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） もしかして数字の見方が悪いのかもしれないですが、ホームページに出していたのでそこから拾ったんですが、地方公務員法42条によれば、福利厚生事業はその市がやるべきだと書いてあるので、補助金よりも福利厚生事業の支出のほうが多いので、つまり本人が出しているのではないかなと思ったので質問いたしました。時間もございませんので、後でこの点については単独でお話を伺いたいと思います。

最後忙しくなりましたが、これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（植木弘行君） 以上で、21番、山本はるひ君の市政一般質問は終了いたしました。

—————◇—————

◎散会の宣告

○議長（植木弘行君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

散会 午後 5時04分